

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領

〔 制定
19 生産第9424号
平成20年3月31日
農林水産省生産局長通知 〕

最終改正 令和3年12月20日付け 3農振第1843号

第1 趣 旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業別事項

- 1 鳥獣被害防止総合支援事業：別記1
- 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業：別記2
- 3 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業：別記3
- 4 鳥獣被害対策基盤支援事業：別記4
- 5 全国ジビエプロモーション事業：別記5
- 6 鳥獣被害防止対策促進支援事業：別記6
- 7 鳥獣被害防止施設整備促進支援事業：別記7

(別記 1)

鳥獣被害防止総合支援事業

第 1 事業の取組等

1 事業の取組

鳥獣被害防止対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の別表 1 に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、要綱別記 1 の第 1 の 1 の被害防止計画の対象となっている市町村の区域（以下「市町村域」という。）において、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第 9 条第 1 項の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）等が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第 9 条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害捕獲」という。）、侵入防止柵の設置等による被害防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理の被害防止の取組を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1) と同様の被害防止対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

事業実施主体は次に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱別表 1 の事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める協議会等とは、要綱別表 1 の事業内容欄の 1 の (1) から (3) まで及び (6) から (8) までの取組にあつては、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有している組織であつて、4 に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）とし、事業内容欄の 1 の (4) の取組にあつては、当該協議会の構成員である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業関係団体又は農林漁業関係団体が組織する団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有している協議会とし、事業内容欄の 1 の (5) 及び (9) から (11) までの取組にあつては、①協議会又は②狩猟者団体、処理加工施設の運営者、

地方公共団体及び民間事業者（食品関連事業者、流通販売事業者）等から構成される組織若しくは団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有し、5に規定する組織及び運営についての規約の定めがあるコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）とする。

- (2) 要綱別表1の事業内容欄の2の(1)、(3)及び(4)の取組にあつては、①協議会又は②その構成員（試験研究機関を除く。）であつて、かつ、代表者の定めがあり、事業実施及び会計手続について(1)の協議会と同程度の体制を有しているもの（以下「協議会構成員」という。）とし、事業内容欄の2の(2)の取組にあつては、①協議会、②協議会構成員又は③コンソーシアムとする。
- (3) コンソーシアムのうち、要綱別記1の第1の2の広域都道府県域計画に基づき事業を実施するコンソーシアムにあつては、農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された者とする。

4 協議会の要件

協議会は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 協議会が実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。
- (2) (1)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

5 コンソーシアムの要件

コンソーシアムは、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) コンソーシアムが実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、コンソーシアムとしての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、公印の管理及び使用の方法及び責任者、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。
- (2) (1)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続について複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (3) 処理加工施設の運営者、市町村及び民間事業者が参画すること。
- (4) 要綱別表1の事業内容欄の1の(5)の取組を実施することとし、併せて、事業内容欄の1の(9)から(11)まで及び事業内容欄の2の(2)の取組を実施することができるものとする。

6 事業実施主体の範囲

3に規定する協議会等の事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状

況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域（複数の都道府県の市町村をまたがる場合も含む。）とする。

7 費用対効果分析

要綱別表 1 の採択要件の欄の 5 の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年 3 月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

8 地域主体の鳥獣害防止対策

被害防止対策に効率的かつ効果的に取り組む観点から、鳥獣被害防止特措法第 4 条に基づく被害防止計画の作成を推進するものとする。

なお、被害防止計画の作成に当たっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について（平成20年 2 月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知）に留意するものとする。

9 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

第 2 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表 1 関係）

（1）事業内容欄の 1 の（1）の①「推進体制の整備」については、協議会の開催等により事業の推進体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題

イ 事業の目標

ウ 被害防止計画及び事業実施計画の作成・見直し

エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築

オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

カ その他必要な事項

（2）事業内容欄の 1 の（1）の②「有害捕獲」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、有害捕獲については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。また、要綱第 3 の 2 の（3）鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備

- イ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲
 - ウ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及
 - エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立
- (3) 事業内容欄の1の(1)の③「被害防除」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。
- ア 犬等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物・忌避資材の導入及び侵入防止柵・威嚇機材などの被害防止対策に必要な技術の実証
 - イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施
 - ウ イの調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供、被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及
- (4) 事業内容欄の1の(1)の④「生息環境管理」については、牛の放牧等による農地等の周辺における緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を実施できるものとする。
- (5) 事業内容欄の1の(1)の⑤の「サル複合対策」については、ニホンザルを対象獣種とし、加害群等の生息状況調査を行った上で、サルの群れごとに、捕獲活動、追い払い、追い上げ、侵入防止、技術実証及び生息環境管理（緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等）の取組の中から2つ以上の取組をパッケージとして効果的に組み合わせて行うものとする。
- (6) 事業内容欄の1の(1)の⑥の「他地域人材活用」については、都市部等の他地域に居住かつ勤務する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、有害捕獲活動を2回以上行うものとする。
- (7) 事業内容欄の1の(1)の⑦の「ICT等新技術の活用」については、市町村が作成する被害防止計画に定める獣種を対象とし、被害低減に確実に結びつくICT（情報通信技術）等機材を活用した生息状況調査、捕獲活動、追い払い、侵入防止及び生息環境管理の取組の中から2つ以上の取組をパッケージとして効果的に組み合わせて行うものとする。
- (8) 事業内容欄の1の(2)の①の「大規模緩衝帯整備」については、野生鳥獣の農地等への出没の軽減を図るため、野生鳥獣の生息域と農地との間に植生している樹木を伐採して行う緩衝帯の整備（対象地域の調査、所有者の同意の取付け等の調整活動を含む。）を行うものとする。ただし、大規模緩衝帯の整備面積は1ha以上とする。
- なお、大規模緩衝帯の整備については、当該市町村において森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に定める市町村森林整備計画が策定されている場合には、当該市町村森林整備計画と整合を図るものとする。
- (9) 事業内容欄の1の(2)の②の「誘導捕獲柵わな導入」については、一度

に相当数の鳥獣を捕獲することのできる誘導捕獲柵わな（ドロップネット方式を含む。）の整備に必要な資材の導入を行うものとする。

(10) 事業内容欄の1の(3)の「ICT等新技術実証」については、ICT等を用いた被害低減に確実に結びつく新技術の実証を実施できるものとする。

(11) 事業内容欄の1の(4)の「農業者団体等民間団体被害防止活動」については、農業者団体等民間団体が実施隊員の確保・育成等実施隊の体制強化に向けた取組を実施できるものとする。なお、実施隊の体制強化以外の取組は、実施隊の体制強化に取り組む場合に限り実施できるものとする。

(12) 事業内容欄の1の(5)「ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組」については、捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成及びジビエ等の需要拡大に確実に結びつく次に掲げる事項を実施できるものとする。

ア 捕獲・運搬・集荷・処理加工の技能向上

捕獲技術や処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるため、研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知等を実施できるものとする。

イ 流通・消費者等との連携

流通産業、外食産業その他の産業、学校給食、消費者等への普及のため、展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等の開催等を実施できるものとする。

ウ ジビエ商品の開発、意向調査

地域の特色を活かした新たなジビエ商品等の開発、ジビエに関する意向調査等を実施できるものとする。

エ 販路開拓

ジビエ商品の新たな販路を開拓するため、商談会、試食会等の開催又はこれらへの参加、各種広報活動等を実施できるものとする。

オ 衛生管理認証の取得

国産ジビエ認証等の衛生管理認証を取得できるものとする。

(13) 事業内容欄の1の(6)「鳥獣被害対策実施隊体制強化」については、野生鳥獣の捕獲活動の強化のため、市町村に設置された鳥獣被害対策実施隊の隊員等が捕獲活動の経験の浅い実施隊員等に対し、OJT研修を実施できるものとする。

(14) 事業内容欄の1の(7)「捕獲サポート体制の構築」については、市町村が鳥獣被害対策の補助的業務を担う組織（以下「サポート隊」という。）を設置する場合において、次に掲げる事項を実施できるものとする。

ア サポート隊の作業内容に係る研修、会議等

イ サポート隊が実施する以下の取組

① わなの見廻り及び給餌作業等の捕獲活動に係る補助的作業

② 追上げ及び追払い等の被害防除に係る補助的作業

(15) 事業内容欄の1の(8)「重点捕獲対策強化」については、シカ・イノシシの捕獲の更なる向上を推進するため、原則として、シカ・イノシシ（幼獣

を除く。)の過去5か年度の上半期(4月から9月まで)の有害捕獲頭数のうち、最大と最小となる年度の捕獲頭数を除いた平均捕獲頭数と比較した捕獲実績(増加頭数及び増加率)(令和3年4月から9月まで)において、都道府県が選定する市町村が関連する協議会において、実施内容欄の1の(1)から(4)まで、(6)及び(7)の取組を実施できるものとする。

- (16) 事業内容欄の1の(9)「処理加工施設の人材育成」については、処理加工施設における新たな担い手の育成・確保を推進するため、処理加工施設が新たに雇用契約をした従業員又はこれから雇用契約をする従業員に対し、自らの処理加工施設又は先進的な処理加工施設において、衛生的な処理や解体技術の実習、経営ノウハウの習得等を図るOJT研修を実施できるものとする。
- (17) 事業内容欄の1の(10)「ICTの活用による情報管理の効率化」については、ICTの活用により捕獲から処理加工、在庫管理に至るまでの情報管理を効率化する取組を実施できるものとする。
- (18) 事業内容欄の1の(11)「放射性物質影響地域のジビエ利活用推進」については、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づく出荷制限が指示されている地域において、出荷制限の解除のために必要な検査を実施できるものとする。
- (19) 事業内容欄の2の(1)の①の「新規整備」及び②の「再編整備」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設(受電施設を除く。)及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵わな等の捕獲施設(被害防止施設と一体的に整備するものに限る。)を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、以下アからウまでのとおりとするものとする。

ア 侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形(傾斜及び高低差)及び樹木の繁茂状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵入(飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入)を防止することが可能な離隔を確保した設置位置とする。

イ ICTを活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体的に整備するものとする。

ウ 電気柵を整備する場合は、電気事業法(昭和39年法律第170号)等関係法令を遵守し、正しく設置すること。

具体的には、危険である旨の表示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置(30ボルト以上の電源から電気を供給する場合)、開閉器(スイッチ)の設置等を行い安全を確保するものとする。

(参照URL:<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/denkisaku.html>)

侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び

維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、適切に行うものとする。

- (20) 事業内容欄の2の(2)の「処理加工施設」については、被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体を食肉等に利用する上で必要な施設及び焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）を整備するものとする。この場合、被害防止計画に定める地域において、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲に関する計画と、その計画に即した捕獲活動を一体的に行うものとする。
- (21) 事業内容欄の2の(3)の「捕獲技術高度化施設」については、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の確保と技能向上のための射撃場を整備するものとする。この場合、専ら鳥獣の捕獲に従事する者が使用することが確実であって、かつ、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の2の指定射撃場（以下「指定射撃場」という。）の指定を受けていること又は受けることが確実と見込まれる場合に整備できるものとする。

この場合、原則として、指定射撃場の指定を受けるために必要な施設等及び射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン（平成19年3月環境省水・大気環境局土壌環境課作成）に沿った鉛対策の実施に必要な施設等（以下「基幹施設」という。）の整備に限るものとし、その他附帯施設等については、基幹施設との一体的な整備を行う場合に限り整備できるものとする。

2 交付対象経費

推進事業の交付対象となる経費は、本事業に直接要する別表3に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託

事業実施主体は、要綱別表1の事業内容の欄の1の推進事業の一部を他のもの（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

4 留意事項

- (1) 事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知）第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。以下同じ。）その他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。
- (2) 本事業の交付対象となる『ICT等機材・新技術』のシステムサービス提供者（以下「提供者」という。）が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定（<https://www.maff.go.jp>

/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html)。以下「G L」という。)において対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、必要に応じて契約時に提供者と当該『ICT 等機材・新技術』のデータ等の受領・保管についてG Lに準拠した内容の契約を交わすものとする。

第3 交付率

1 要綱別表1の交付率欄の交付率及び同欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定める被害防止活動推進の限度額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型にあっては、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の②から⑦までの取組に要する経費については1市町村当たりの限度額として、次に掲げるとおり定額交付できるものとする。

ア 捕獲の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村の限度額は500千円以内とする。

イ 捕獲の有資格者が1名以上、5名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は1,000千円以内とする。

ウ 捕獲の有資格者が5名以上、20名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は2,000千円以内とする。

エ 捕獲の有資格者が20名以上存在する実施隊を有する市町村の限度額は3,000千円以内とする。

オ 事業内容欄の1の(1)の⑤の取組に要する経費については、上記アからエまでの限度額に1,000千円以内を加算できるものとする。

カ 事業内容欄の1の(1)の⑥の取組に要する経費については、上記アからエまでの限度額に他地域に居住する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、市町村が定める被害防止計画に基づく有害捕獲活動を実施する者一人当たりに対して100千円以内を加算できるものとする。ただし、1,000千円を上限とする。

キ 事業内容欄の1の(1)の⑦の取組に要する経費については、上記アからエまでの限度額に2,000千円以内を加算できるものとする。

(2) 広域連携型にあっては、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の②から④までの取組に要する経費については1市町村当たり1の(1)のア、イ、ウ、エの額に200千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。

なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境界を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり1の(1)のイ、ウ、エの額に500千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。

(3) 過年度に鳥獣被害防止総合対策事業の交付を受けたことのない事業実施主体においては、(1)又は(2)に代えて、事業内容欄の1の(1)の①か

ら④までの取組に要する経費について、被害緊急対応型においては1市町村当たり2,000千円以内（1の（1）のエの場合は3,000千円以内）、広域連携型においては事業実施主体を構成する1市町村当たり2,200千円以内（1の（1）のエの場合は3,200千円以内）の定額交付を受けることができるものとする。

なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境界を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり1の（1）のイ、ウ、エの額に500千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。

2 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における被害防止活動推進において農村振興局長が別に定める上限単価（消費税を除く。）は次に掲げるとおりとする。

（1）箱わな

仕 様 (幅×奥行き)	獣 種	上限単価 (千円／基)
大型獣用 (3 m ² 以下)	主にイノシシ、シカ、クマ (サル用を兼ねる。)	1 1 9
中型獣用 (2 m ² 以下)	サル専用	8 8
小型獣用 (0. 5 m ² 以下)	アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等	1 9

注1：「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。

注2：箱わなの導入においては、防錆仕様（亜鉛メッキ等）の他、捕獲の対象となる獣種毎に以下と同等以上の機能を有するものとする。また、必要に応じて捕獲環境や捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの導入を行うものとする。

- ・イノシシ、シカ、クマを対象獣種とする場合は、最小目幅10cm以下、
φ5以上とする。
- ・サルを対象獣種とする場合は、最小目幅7.5cm以下、φ3以上とする。
- ・アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等を対象とする場合は、最小目
幅5cm以下、φ1.6以上とする。

（2）くくりわな

1 基当たり 1 6 千円とする。

(3) 囲いわな

1 m²当たり 3 1 千円とする。

3 要綱別表 1 の交付率欄 1 の推進事業における農村振興局長が別に定める実施隊特定活動における上限単価（消費税を除く。）は次に掲げるとおりとする。

(1) 大規模緩衝帯整備導入

1 h a 当たり 4 8 0 千円とする。

(2) 誘導捕獲柵わな導入

1 m²当たり 3 1 千円とする。

4 要綱別表 1 の交付率欄の 1 の推進事業における農村振興局長が別に定める I C T 等新技術実証における限度額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型にあつては、1 市町村当たり 1, 000 千円以内を限度額として定額交付できるものとする。

(2) 広域連携型にあつては、1 市町村当たり 1, 100 千円以内を限度額として定額交付できるものとする。

5 要綱別表 1 の交付率欄の 1 の推進事業における農村振興局長が別に定める農業者団体等民間団体被害防止活動における限度額は、1 市町村当たり 2, 000 千円以内を限度額として定額交付できるものとする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる対象鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、1 団体当たり 2, 000 千円以内を限度額として定額交付できるものとする。

6 要綱別表 1 の交付率欄の 1 の推進事業における農村振興局長が別に定めるジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組については、1 市町村当たり 3, 000 千円以内を限度額として定額交付できるものとする。ただし、衛生管理認証の新規取得に要する経費は 1 施設当たり 350 千円以内を限度額として定額交付できるものとする。

7 要綱別表 1 の交付率欄の 1 の推進事業における農村振興局長が別に定める鳥獣被害対策実施隊体制強化については、1 市町村当たり 2, 000 千円以内（1 ヶ月の上限 200 千円）を限度額として定額交付できるものとする。

8 要綱別表 1 の交付率欄の 1 の推進事業における農村振興局長が別に定める捕獲サポート体制の構築における限度額は、次のとおりとする。

(1) サポート隊における狩猟免許を保有しない構成員が 40 名以上となる市町村にあつては、1 市町村当たり 1, 000 千円以内を限度額として定額交付できるものとする。

- (2) サポート隊における狩猟免許を保有しない構成員が80名以上となる市町村にあつては、1市町村当たり2,400千円以内を限度額として定額交付できるものとする。
- 9 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定める重点捕獲対策強化については、イノシシ・シカ（幼獣を除く。）の捕獲頭数の状況（増加数、増加率）に応じて、1市町村当たりの限度額として、次に掲げるとおり定額交付できるものとする。
- (1) 同一都道府県内における捕獲頭数の増加数が最も多い市町村から順に1市町村当たり300千円、200千円、100千円以内を限度額として市町村に対して定額交付できるものとする。
- (2) 同一都道府県内における捕獲頭数の増加率が最も大きい市町村から順に1市町村当たり300千円、200千円、100千円以内を限度額として定額交付できるものとする。
- (3) (1) 及び (2) は重複して支援を受けることはできないものとし、重複した場合の取扱いとしては、(1) 及び (2) のうちより大きい限度額を優先するものとする。この場合において、更に限度額が同額の場合は(1)を優先する。また、重複した場合は次点の市町村に対して限度額として定額交付できるものとする。
- (4) 北海道においては、地形条件等を考慮し、道内を4区分した区域を、(1) 及び (2) にいう同一都府県と同等とする。
- 10 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定める処理加工施設の人材育成については、1施設当たり1,920千円（1ヶ月の上限160千円）以内を限度額として定額交付できるものとする。
- 11 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定めるICTの活用による情報管理の効率化については、1市町村当たり3,500千円以内を限度額として定額交付できるものとする。
- 12 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定める放射性物質影響地域のジビエ利活用推進については、1市町村当たり1,500千円以内を限度額として定額交付できるものとする。
- 13 事業実施主体がコンソーシアムの場合の要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定める限度額は、上記6、10、11、12によるものとするが、参画する市町村数に関わらず、定額交付できる限度額は、1コンソーシアム当たり10,000千円以内とする。
- 14 要綱別表1の交付率の欄の2の整備事業における農村振興局長が別に定める

上限単価（消費税を除く。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 鳥獣被害防止施設の上限単価

ア 新規整備

獣 種 等	侵入防止柵の 種 類	上限単価（円／m） （直営施工で資材費の みの定額交付の場合）	上限単価（円／m） （左記以外の場合）
獣種共通	電気柵（１段当 たり）	1 4 8	3 9 1
	ネット柵	1, 0 9 0	2, 6 0 0
イノシシ	金網柵 （ロール状）	1, 9 7 0	5, 3 8 0
	ワイヤーメッシ ュ柵（パネル状）	1, 2 9 0	3, 0 0 0
シカ（イノシシ 用を兼ねる。）	金網柵 （ロール状）	2, 7 9 0	7, 6 2 0
	ワイヤーメッシ ュ柵（パネル状）	1, 9 5 0	4, 5 3 0

イ 再編整備

獣 種 等	侵入防止柵の 種 類	上限単価（円／m） （直営施工で資材費の みの定額交付の場合）	上限単価（円／m） （左記以外の場合）
獣種共通	電気柵（１段当 たり）	2 5	2 2 5
	ネット柵	1 9 2	1, 6 1 2
イノシシ	金網柵 （ロール状）	2 9 6	2, 7 2 6
	ワイヤーメッシ ュ柵	1 9 2	1, 6 1 2

	ユ柵(パネル状)		
シカ(イノシシ用を兼ねる。)	金網柵 (ロール状)	4 3 0	3, 7 1 0
	ワイヤーメッシュ ユ柵(パネル状)	2 8 6	2, 4 2 6

注1：鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類ごとに以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。

- ・電気柵については、支柱間隔を4 m以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。
- ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
- ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ5 mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。
- ・金網柵については、金網の径をφ2 mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。

注2：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

注3：第2の1の(19)において、被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。

注4：再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。

(2) 処理加工施設の上限単価

	上限単価（万円／㎡）
食肉利用等施設	2 4 . 8
焼却施設	3 8 . 1

注：交付対象となる食肉利用等施設、焼却施設の交付金の交付限度額は、上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。

15 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の2、3及び14の上限単価を超える事業については、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が要綱別記1の第1の4に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

- 16 要綱第3の2の地域提案に充てることができる事業費は、各都道府県へ交付された整備事業の交付金総額の20%を上限とするものとする。各事業実施主体（地域提案に係る事業実施主体を除く。）の事業実施計画の変更等やむを得ない事情が生じた場合には、この限りではない。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 要綱別記1の第1の2の農村振興局長が別に定める事業実施計画は、別表1の1推進事業及び整備事業に規定する事項を含めて作成するものとする。
なお、整備事業において再編整備を実施する場合は、事業実施計画に替えて、別表1の1整備事業（再編整備）に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。
- (2) 要綱別記1の第1の3の農村振興局長が別に定める都道府県計画にあっては、別記様式第6号により、要綱別記1の第1の2の広域都道府県域計画にあっては、別記様式第9号の別添により作成するものとする。
- (3) 要綱別記1の第1の3の提出、同4の農村振興局長が別に定める協議及び同6の報告については別記様式第1号により行うものとし、同2の承認については別記様式第9号により行うものとする。
- (4) 整備事業に係る(1)及び(2)の作成に当たっての留意事項は別表2に定めるところによるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記1の第1の6の農村振興局長が別に定める都道府県計画及び広域都道府県域計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とする。

3 事業の着手

事業の着手（機械の発注を含む。）は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体（以下「広域都道府県域事業実施主体」という。）にあっては地方農政局長に提出するものと

し、それ以外の事業実施主体にあつては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

4 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業実施主体は、本事業により整備した施設の管理運営を直接行い難い場合、本事業の実施地域の団体であつて、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営を行わせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長及び都道府県知事は本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（(2)により事業実施主体が団体に施設の管理運営を委託している場合にあつては、当該団体）に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長及び都道府県知事は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。

5 事業名等の表示

事業実施主体は、本事業により整備した施設等に、事業名を表示するものとする。

第5 事業実施状況の報告

- 1 要綱別記1の第5の1の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記様式第9号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあつては、別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。
- 2 要綱別記1の第5の1に定める広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況報告及び同第5の3の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。
- 3 要綱別記1の第5の2の農村振興局長が別に定める通知は、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）とする。

第6 事業の評価

1 事業評価

- (1) 要綱別記1の第6の1の(1)の評価の報告は、広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記様式第10号により作成し、それ以外の事業実施主体に

あつては、別表 1 の 3 に規定する事項を含めて作成するものとする。

- (2) 要綱別記 1 の第 6 の 1 の (1) に定める広域都道府県域事業実施主体が行う事業の評価及び同第 6 の 1 の (2) に定める事業評価の報告は、被害防止計画の目標年度の翌年度の 9 月末日までに、別記様式第 3 号により行うものとする。

2 改善計画

- (1) 要綱別記 1 の第 6 の 2 の (1) の目標の達成状況が低調である場合とは、被害防止計画目標の達成率が 70% 未満であるものとする。
- (2) 要綱別記 1 の第 6 の 2 の (1) 及び (2) の改善計画の報告は、別記様式第 4 号により行うものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を 1 年間延長し、再度、要綱別記 1 の第 6 の 1 の事業評価及び報告を行うものとする。

なお、改善計画実施期間内に被害防止計画目標の達成率が 70% に達しない場合には、事業実施主体は被害防止計画目標を見直すものとする。

第 7 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2 の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第 8 国の助成措置

国は、都道府県及び補助事業者に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額すること、又は都道府県知事に対し既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

別表 1

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	- 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 - 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画・近隣市町村等との連携 - 事業実施体制 協議会、コンソーシアムの概要 - 事業に係る項目 推進体制の整備状況、有害捕獲、被害防除、生息環境管理、サル複合対策、他地域人材活用、ICT等新技術活用、大規模緩衝帯整備、誘導捕獲柵わな導入、ICT等新技術実証、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組、鳥獣被害対策実施隊体制強化、捕獲サポート体制の構築、重点捕獲対策強化、処理加工施設の人材育成、ICTの活用による情報管理の効率化、放射性物質影響地域のジビエ利活用推進ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）、負担区分、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業等他事業との連携 - 捕獲機材の導入に係る事項 既存捕獲機材の活用状況、捕獲機材の導入数量の根拠、捕獲機材の規格（幅、奥行き、目幅、線径、塗装仕様等）捕獲目標頭数、捕獲機材の維持管理体制
整備事業（新規整備）	- 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 - 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 - 事業に係る項目 施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、ジビエ等利活用推進・サル複合対策・他地域人材活用・ICT等新技術活用・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組・鳥獣被害対策実施隊体制強化・捕獲サポート体制の構築・重点捕獲対策強化・処理加工施設の人材育成・ICTの活用による情報管理の効率化、放射性物質影響地域のジビエ利活用推進・鳥獣被害防止対策促進支援事業・市町村単独事業等他事業との連携 - 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与及び費用対効果分析に関する項目 - 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況
整備事業（再編整備）	- 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 - 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村

	等との連携 3 再編整備に取り組む場合の項目 既存施設の概要（造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備状況）、再編整備計画（対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、実施内容）、再編整備計画図、ジビエ等利活用推進・サル複合対策・他地域人材活用・ICT等新技術活用・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組・鳥獣被害対策実施隊体制強化・捕獲サポート体制の構築・重点捕獲対策強化・処理加工施設の人材育成・ICTの活用による情報管理の効率化、放射性物質影響地域のジビエ利活用推進・鳥獣被害防止対策促進支援事業・市町村単独事業等他事業との連携、利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与、費用対効果分析、経済性の評価 注 再編整備計画については、（別添）再編整備計画書を参考とする。
--	--

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 有害捕獲、被害防除、生息環境管理、サル複合対策、他地域人材活用、ICT等新技術活用、大規模緩衝帯整備、誘導捕獲柵わな導入、ICT等新技術実証、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組、鳥獣被害対策実施隊体制強化、捕獲サポート体制の構築、重点捕獲対策強化、処理加工施設の人材育成、ICTの活用による情報管理の効率化、放射性物質影響地域のジビエ利活用推進ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容、捕獲頭数）並びに事業費、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止対策促進支援事業・市町村単独事業等他事業との連携 4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項 5 捕獲機材の導入に係る事項 導入した捕獲機材の捕獲実績
整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 施設の概要、事業費、維持管理状況、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与（鳥獣被害防止施設を整備した場合、一体的に整備した捕獲施設等の種類、数量、対象鳥獣ごとの捕獲頭数等も明記）、ジビエ等利活用推進・サル複合対策・他地域人材活用・ICT 新技術活用・大規模緩衝

	帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT 等新技術実証・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組・鳥獣被害対策実施隊体制強化・捕獲サポート体制の構築・重点捕獲対策強化・処理加工施設の人材育成・ICTの活用による情報管理の効率化・放射性物質影響地域のジビエ利活用推進・鳥獣被害防止対策促進支援事業・市町村単独事業等他事業との連携 4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項 5 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況
--	--

3 事業評価の報告

区 分	事業評価報告に記載すべき事項
推進事業及び整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、近隣市町村等との連携 2 実施時期に係る項目 3 事業内容等に係る項目 事業内容、事業量 4 管理に係る項目 管理主体者、維持管理状況 5 利用に係る項目 供用開始時期、利用率 6 事業効果、評価に係る項目 定量的な事業効果（他事業との連携状況や捕獲効率向上への寄与等も踏まえて記載すること）、定量的な経営状況、事業実施主体の評価 7 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況

再編整備計画書

1. 事業実施主体等に係る項目

(1) 事業実施主体

(2) 構成市町村

(3) 事業の目的

2. 被害防止計画の作成状況等

(1) 被害防止計画の作成状況

(2) 他計画との連携

(3) 近隣市町村等との連携

3. 再編整備計画等

(1) 既存施設の概要

造成年度	施設の構造等	財産台帳の整備状況

(2) 再編整備計画

対象 鳥獣	受益戸数 ※1	受益 面積 ※2	実施内容	事業費	負担区分				
					国庫 補助	都道 府県費	市町 村費	その他	補助率
				円	円	円	円	円	

※1 受益戸数は既存施設造成時の受益戸数を基本とする。

※2 再編整備により変更となる場合には、その面積を記載するものとし、基本的に費用対効果分析に使用する受益面積とする。

(3) 再編整備計画図

4. 他の取組及び事業等との連携

5. 利用計画

6. 維持管理

7. 一体的に整備する捕獲機材の内容

8. 有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与

--

9. 費用対効果分析

--

10. 経済性の評価

新規整備の経済性の評価	再編整備の経済性の評価
-------------	-------------

別表 2

事業実施計画、都道府県計画及び広域都道府県域計画作成に当たっての留意事項

事 項
1 既存の機械・施設（以下「施設等」という。）の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
5 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
6 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が 1.0 以上であること。なお、投資効率（費用対効果）の算定の単位について、原則として、集落等の地区（1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。 再編整備に取り組む場合は、上記の他、施設の耐用年数を考慮した投資効率（費用対効果）とすること。
7 国庫交付金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
8 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
9 附帯施設について、不要なものがないこと。
10 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
11 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
12 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
13 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
14 適正な収支計画となっていること（収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）
15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
16 被害防止施設、処理加工施設、捕獲技術高度化施設又は地域提案による施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
17 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。

18	捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
19	捕獲技術高度化施設を建設する場合は、「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」、当該施設が設置される都道府県等の定める設置及び管理に関する条例のほか関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
20	用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。
21	施行方法の選択が適切にされていること。
22	入札の方法に関する知識を有していること。
23	地元関係者との合意形成が図られていること。
24	その他法律に定める基準等が満たされていること。

別表 3 推進事業の交付対象経費

事業内容		交付対象経費
推進体制の整備	会議開催	- 会場借料、会議用機械器具の借料 - 事務用品 - 書類等の印刷費及び製本費 - 郵便料、電信電話料及び運搬費
	有害捕獲	- 会場借料、研修用機械器具の借料 - 事務用品及び印紙代 - 書類等の印刷費及び製本費 - 郵便料、電信電話料及び運搬費 - 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 - 研修教材費 - 研修・講習受講費用及び旅費
	生息状況調査	- 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） - 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 - 事務用品、印紙代 - 書類等の印刷費及び製本費 - 郵便料、電信電話料及び運搬費 - 薬品類、調査機材及びその借料 - 調査に従事する者に対する保険代 - 車両の借料及びその燃料代
	捕獲活動	- 捕獲活動（捕獲個体処理を含む。）への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） - 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 - 事務用品、印紙代 - 郵便料、電信電話料及び運搬費 - 捕獲に必要な機材（銃を除く。） - 捕獲機材の安全確保に必要な機材（銃の保管庫を除く。） - 止めさし資材、埋設資材 - 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 - 捕獲に従事する者に対する保険代 - 重機、車両の借料及びその燃料代 - 商品開発資材
被害防除	研修会	- 会場借料、研修用機械器具の借料 - 事務用品、印紙代 - 書類等の印刷費及び製本費 - 郵便料、電信電話料及び運搬費 - 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 - 研修教材費 - 技術研修・講習受講費用及び旅費
	追払い、追上げ	- 追払い・追上げの活動への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） - 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 - 事務用品、印紙代

		- 郵便料、電信電話料及び運搬費 - 薬品類、追払い・追上げに必要な機材及びその借料 - モンキードッグ訓練費用（警察犬訓練所等の訓練士が行うものであって、モンキードッグ取扱者（ハンドラー）も訓練の対象となっているとともに訓練後にハンドラー参画のもと、普及・啓発のための現地研修会の開催を行う場合に限る。ただし、これまでに鳥獣被害防止総合対策事業で当該費用の補助を受けた場合を除く。） - 追払い・追上げに従事する者に対する保険代 - 車両の借料及びその燃料代
	技術実証	- 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） - 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 - 事務用品、印紙代 - 技術実証資材 - 書類等の印刷費及び製本費 - 郵便料、電信電話料及び運搬費
	被害状況調査	- 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） - 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 - 事務用品、印紙代 - 調査機材及びその借料 - 書類等の印刷費及び製本費 - 郵便料、電信電話料及び運搬費 - 車両の借料及びその燃料代
生息環境管理	緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等	- 緩衝帯等の整備活動への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） - 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 - 事務用品、印紙代 - 請負施工費 - 放牧家畜の借料 - 緩衝帯整備等に従事する者に対する保険代 - 緩衝帯の整備に必要な資材 - 測量器材、刈払機、重機、車両の借料及びその燃料代
ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組		- 会場借料、会議用機械器具の借料 - 原材料、薬品類及び事務用品、設備や物品、図書及び参考文献の購入等に要する経費 - 書類等の印刷費及び製本費 - 郵便料、電信電話料及び運搬費 - 研修会の開催、研修会への参加、資料収集、各種調査、打合せ、商談等に要する経費 - 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 - 衛生管理認証取得に要する経費 - 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等）

		・ 本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の者に委託するために要する経費 ・ 役務費（それだけでは事業の成果としては成り立たない分析、試験等を行う経費） ・ 手数料、印紙代 ・ 成果発表に必要な経費 ・ 情報提供や普及啓発に必要な経費
鳥獣被害対策実施隊体制強化		・ 専門的知識・技術を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 研修資材費 ・ 事務用品
捕獲サポート体制の構築		・ 会場借料、会議用機械器具の借料 ・ 事務用品及び印紙代 ・ 書類の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 研修教材費 ・ 捕獲サポート体制の構築への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 作業に従事する者に対する保険代 ・ 重機・車両の借料及び燃料代 ・ 捕獲サポート活動に必要な資材（餌代含む）
処理加工施設の人材育成		・ 専門的知識・技術を提供する者への謝金・旅費 ・ 研修会への参加に要する経費 ・ 研修教材費 ・ 事務用品
I C T の活用による情報管理の効率化		・ I C T システムの導入費 ・ 事務用品
放射性物質影響地域のジビエ利活用推進		・ 放射性物質検査費用 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 消耗品（サンプリングに係るもの）

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。

別記様式第1号（別記1の第4の1、別記2の第3の1、別記3の第4の1関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）の地域提案（地域特認又は都道府県事業実施計画）、（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）、（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（事業の委託又は都道府県事業実施計画））の協議（鳥獣被害防止総合支援事業（都道府県計画）、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（都道府県計画）の提出（変更））について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記1の第1の4（第1の3又は6）（別記2の第1の1（第1の2））（別記3の第1の4（第1の3又は6））の規定に基づき、関係書類を添えて協議（提出又は報告）する。

- （注）
- 1 関係書類として、別記様式6号の都道府県計画を添付すること。
 - 2 地域提案、地域特認、事業の委託（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）、都道府県の事業計画に係る協議又は報告がある場合には、当該事業の内容がわかる資料を添付すること。
 - 3 変更する場合は、当該計画書において、変更前と変更が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第2号（別記1の第5の2、別記3の第5の2関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の事業実施状況報告（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

〔 又は
所在地
団体名
（協議会等名）
代表者 〕

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記1の第5の3（別記3の第5の3）の規定により、別添のとおり報告する。

- （注） 1 都道府県にあつては、別記様式第7号を添付する。
2 広域都道府県域事業実施主体（鳥獣被害防止総合支援事業）の添付する別添にあつては、別記様式第9号に準ずるものとする。また、広域都道府県域事業実施主体（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の添付する別添にあつては、別記3の別記様式第1号とする。

別記様式第3号（別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第6関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の評価報告
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

又は
所在地
団体名
（協議会等名）
代表者

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記1の第6の1の（2）の規定により、別添のとおり報告する。

- （注） 1 都道府県にあつては、別記様式第8号を添付する。
2 広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記様式第10号を添付する。

別記様式第4号（別記1の第6の2関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕
〔又は
〇〇県（都道府）知事 殿〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

〔又は
所在地
団体名
（協議会等名）
代表者〕

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）に関する改善計画について

令和〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 実績及び改善計画
（改善計画は、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥 獣	被害防止計画の達成状況					達成率 (%)	備考
			目 標 (年)	基準年 度の実績 (年)	1 年目 (年)	2 年目 (年)	3 年目 (年)		
被害防 止計画 (被害 の軽減 目標)	被 害 金 額 (千円)								
	被 害 面 積 (ha)								

- (注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。
 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。
 3 各指標ごとの合計も記載すること。
 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

(様式) 施設の利用計画に係る部分 (整備事業を実施した場合に記載)

区 分	指 標	事業実施後の状況					改善計画			
		目 標 (年)	計 画 策定時 (年)	1 年目 (年)	2 年目 (年)	3 年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1 年目 (年)	2 年目 (年)	3 年目 (年)
	利用量 (km、ha 等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累 積 赤 字 (千円)									

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 2 収支率は、収入／支出×100とする
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
 5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と記載すること。

4 改善方策

(要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

別記様式第5号（別記1の第4の3、別記3の第4の3関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕
又は
〔〇〇県（都道府）知事 殿〕

所在地
団体名
（協議会名）
代表者 役職 氏名
又は
〔所在地
団体名
（協議会等名）
代表者〕

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

1 事業実施主体等

[illegible]

注1: 事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

2: 事業計画(又は実績)の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

③：備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

4: (*)については、単位当たりの単価(例:〇円/ha等)を記載するとともに、上限単価を

5: 取組区分欄には、新規事業実施主体の取組は「1」、実施隊の取組は「2」を記入する。

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

3 被害防止計画の概要

[illegible]

注1：事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。
注2：事業計画の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

(別紙4) (4)都道府県広域捕獲活動等(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

1 広域捕獲活動(有害捕獲)

取組内容	事業費	国庫交付金	備 考
	円	円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

2 新技術実証・普及活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備 考
	円	円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

3 人材育成活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備 考
	円	円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

4 ジビエ利用拡大

取組内容	事業費	国庫交付金	備 考
	円	円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

5 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。

2:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。

3:その他必要な参考資料等を添付すること。

別紙2別添

[illegible]

鳥獣被害防止総合支援事業の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1 事業実施主体等

[illegible]

注1: 事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

2: 事業計画(又は実績)の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

3. 備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

4: (*)については、単位当たりの単価(例:〇円/ha等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める認めた場合には、(特)と記載する。

5: 取組区分には、新規事業実施主体の取組は「1」、実施後の取組は「2」を記入する。

6: 事業実施主体の種類については、協議会は「1」、協議会構成員は「2」、協議会の構成員である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業関係団体又は農林漁業関係団体が組織する団体は「3」、コンソーシアムは「4」

(別紙3) (3)被害防止計画の概要

1 事業実施主体等

[illegible]

注1：事業の種類については、被置業形態は1、広域型形態は2を記入する。

注2：事業計画の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

注3：目録保持簿の股分内容の開示については、目標を設定している場合には、該当する欄に1と記載する。

注4：構想実績は、事業の計画年度(有価権償、サルベージ地域、他地域人材活用、誘致情報提供)など、IT等新技術実証、鳥獣被害防止施設等。なお、構想実績は、事業の計画年度(インセンシバ、アマール・カモン)を基本としそれ以外はその他期間及び鳥類で記載する。

(別紙4) (4)都道府県広域捕獲活動等(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1 広域捕獲活動(有害捕獲)

取組内容	事業費		備考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

2 新技術実証・普及活動

取組内容	事業費		備考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

3 人材育成活動

取組内容	事業費		備考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

4 ジビエ利用拡大

取組内容	事業費		備考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

5 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。

2:備考欄に捕獲実績(鳥獣及び捕獲頭数)を記載すること。なお、対象鳥獣は、イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカを基本としそれら以外はその他獣類及び鳥類で記載すること。

3:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。

4:その他必要な参考資料等を添付すること。

別紙2別添

[illegible]

別記様式第7号別紙2関係様式

鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

[illegible]

別記様式第8号(別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第6関係)

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援緊急捕獲活動支援事業の評価報告(令和〇〇年度報告)

〇〇県(都府道)

1 被害防止計画の作成数、特徴等

2 事業効果の発現状況
地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。

3 被害防止計画の目標達成状況
被害防止計画の目標の達成状況を記載する。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象 地域	実施 年度	対象 鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	利用業・ 稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績						事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価
									被害金額		被害面積						
									目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率			
				(記載例)				(鳥獣被害防止施設)									
								・集落と山の境界で、インシシ、シカ、サルによる大規模、白鼠等の野営類の被害が多発していたことから、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業と連携しつつ、緊急捕獲活動支援事業を活用し山中において獣友会が有害捕獲を行うとともに、集落を境うように山際に侵入防止柵を設置、進入路となる河川や道路沿に誘捕柵設置ならび罠ワナを設置。サル接近検知システムの活用、地域農家による追い払いを行い、センサーカメラによる監視、遠隔操作を行い、侵入する個体の捕獲を実施。これらの取組により、事業実施市町村におけるインシシの有害捕獲捕獲頭数は20%増加、シカの有害捕獲捕獲頭数は15%増加(施設整備前の令和〇〇年度では年間の有害捕獲捕獲頭数はインシシで100頭、シカで200頭、令和〇〇年〇月に竣工し、整備後の令和〇〇年度では年間の有害捕獲捕獲頭数はインシシで120頭、シカで230頭。なお評価による捕獲頭数は施設整備前後で捕獲頭数に変化なし。)、など。									
				(処理加工施設)				・事業実施市町村におけるインシシの食肉の販売額及び販売量が1割増加(施設整備前の令和〇〇年度では年間の販売額は〇円、販売量は〇トン。令和〇〇年〇月に竣工し、整備後の令和〇〇年度では年間の販売額は〇円、販売量は〇トン)									
								・事業実施市町村におけるインシシの処理頭数は〇トン増加(施設整備前の令和〇〇年度では年間の処理頭数は〇トン。令和〇〇年〇月に竣工し、整備後の令和〇〇年度では年間の処理頭数は〇トン増加)									
								・事業実施市町村におけるインシシの処理経費が5%削減(施設整備前の令和〇〇年度における1頭あたりの処理経費は〇円/1頭、令和〇〇年〇月に竣工し、整備後の令和〇〇年度では1頭あたりの処理経費は〇円/1頭)									
								・事業実施市町村における有害捕獲鳥獣のうち食肉等の処理頭数割合がインシシ、シカともに20%増加(施設整備前の令和〇〇年度では年間のインシシ(年間100頭捕獲)の食肉等の処理頭数割合はともにも0%、令和〇〇年〇月に竣工し、整備後の令和〇〇年度では年間のインシシ(年間120頭捕獲)の食肉等の処理頭数割合はともにも0%、令和〇〇年〇月に竣工し、整備後の令和〇〇年度では年間のインシシ(年間120頭捕獲)のうち40頭食肉処理)及びシカ(年間200頭捕獲のうち40頭食肉処理)の食肉等の処理頭数割合はともにも20%増加。									
								・事業実施市町村におけるインシシの有害捕獲捕獲頭数は20%増加、シカの有害捕獲捕獲頭数は15%増加(施設整備前の令和〇〇年度では年間の有害捕獲捕獲頭数はインシシで100頭、シカで200頭、令和〇〇年〇月に竣工し、整備後の令和〇〇年度では年間の有害捕獲捕獲頭数はインシシで120頭、シカで230頭。なお評価による捕獲頭数は施設整備前後で捕獲頭数に変化なし。)									
				(焼却施設)													
								・事業実施市町村におけるインシシ及びシカの焼却処理頭数が、各々10%、5%増加(施設整備前の令和〇〇年度では年間の処理頭数はインシシ〇頭、シカ〇頭、令和〇〇年〇月に竣工し、整備後の令和〇〇年度では年間の処理頭数はインシシ〇頭、シカ〇頭。)									
								・事業実施市町村におけるインシシ及びシカの1頭あたりの処理経費が、各々10%、15%削減(施設整備前の令和〇〇年度では1頭あたりの処理経費はインシシ〇円、シカ〇円、令和〇〇年〇月に竣工し、整備後の令和〇〇年度では1頭あたりの処理経費はインシシ〇円、シカ〇円。)									
								・事業実施市町村における有害捕獲鳥獣のうち焼却処理頭数割合が20%増加(施設整備前の令和〇〇年度では年間の処理頭数はインシシ〇頭、シカ〇頭、令和〇〇年〇月に竣工し、整備後の令和〇〇年度では年間の処理頭数はインシシ〇頭、シカ〇頭。)									
				(捕獲技術高度化施設)													
								・事業実施市町村における銃猟免許有資格実施隊員が施設整備前の令和〇〇年度は5人であったが、令和〇〇年〇月に竣工し、施設整備後の令和〇〇年度は15人と10人増加									
								・事業実施市町村における銃猟に限り組む経験有資格者が施設整備前の令和〇〇年度は10人であったが、令和〇〇年〇月に竣工し、施設整備後の令和〇〇年度は25人と15人増加									
								・事業実施市町村における有害捕獲に係る経験研修会参加者が事業実施前の令和〇〇年度は50人であったが、令和〇〇年〇月に竣工し、施設整備後の〇〇年度は75人と5人増加									
								・事業実施市町村におけるインシシとシカの捕獲頭数(有害捕獲+罠捕+〇〇)が各々5%(100頭→105頭)、10%(150頭→165頭)増加									

注1:被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。

2:都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。

3:事業効果は記載例を参考とし、数値等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのようにも必ず記載すること。

4:「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。

5:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵設置後の点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

5 都道府県による総合的評価

鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

55

別記様式第9号（別記1の第4の1、別記3の第4の1関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（北海道にあつては農林水産省農村振興局長）
（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

所在地

団体名
（協議会等名）
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合支援事業（及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の実施計画の（変更）承認申請について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止総合対策支援事業（及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記1の第1の2（別記1の第1の6）（別記3の第1の2）（別記3の第1の6）の規定に基づき、関係書類を提出する。

- （注） 1 関係書類として、別添1の事業実施計画書を添付すること。
2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

(別添 1)
 ○鳥獣被害防止総合支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 (広域都道府県域計画 (又は実績)) 関係

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分				備考
			国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
鳥獣被害防止総合支援事業	推進事業 ○被害防止活動推進 1 推進体制の整備 2 有害捕獲 3 被害防除 4 生息環境管理 5 サル複合対策 6 他地域人材活用 7 ICT等新技術の活用 ○実施隊特定活動 1 大規模緩衝帯整備 2 誘導捕獲柵わなの導入 ○ICT等新技術実証 ○農業者団体等民間団体被害防止活動 ○ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ○鳥獣被害対策実施隊体制強化 ○捕獲サポート体制の構築 ○重点捕獲対策強化 ○処理加工施設の人材育成 ○ICTの活用による情報管理の効率化 ○放射性物質影響地域のジビエ利活用推進 整備事業 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設) (焼却施設) 3 捕獲技術高度化施設	円	円	円	円	円	
	小 計						
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	推進事業 緊急捕獲活動						
合 計							

注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

2 事業の目的

--

3 計画の作成状況

(1) 被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成 19 年法律第 134 号) 第 4 条の規定に基づく被害防止計画の作成 ア 広域市町村域内の市町村 (又はコンソーシアムを構成する市町村) が共同して作成 イ 広域市町村域内の各市町村ごと (又はコンソーシアムを構成する各市町村ごと) に作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

(注) 被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(2) 他の施策との関連状況

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号) 第 7 条の 2 第 1 項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に資する取組を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成 16 年法律第 78 号) に基づく防除実施計画の作成	

(注) 1 事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○ 印を記入すること。

4 事業実施体制

(1) 協議会 (又はコンソーシアム) の概要

協議会 (又はコンソーシアム) の名称 及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備 考

(注) 協議会 (又はコンソーシアム) の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

(2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備 考

(3) 地域における取組

具体的な取組内容	
[記載例] ○有害捕獲に関する事項 ・捕獲体制の整備[目的：被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築] - 実施イメージ：農作物被害の多くを占める〇〇の捕獲を重点的に行うため、捕獲従事者の確保（技術向上）のための〇〇の捕獲に特化した研修等を実施。 ・捕獲機材の整備[目的：捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備] - 実施イメージ：構築された捕獲体制における〇〇の捕獲方法を把握し、効率的に捕獲を行うために不足する捕獲機材を明確化した上で、捕獲機材の整備を実施。 ・生息状況調査の実施[目的：被害を与える鳥獣の生息状況の把握] - 実施イメージ：〇〇の捕獲を重点的に行うため、生息状況や行動範囲等を把握し、地図化を行った上で、捕獲従事者へ情報共有を実施。 ○被害防除に関する事項 ・侵入防止柵の整備[目的：被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備] - 実施イメージ：〇〇の農作物被害が発生している農地に対して、侵入防止柵の整備（現行整備率50%＞目標整備率100%）を早期に進める。また、併せて正しい設置方法における研修会を実施。 ・追い払い活動の実施[目的：効果的・継続的な追い払いによる被害防除] - 実施イメージ：〇〇の農作物被害が発生している地域で、追い払い活動を実施する体制（チーム）を構築し、〇日に1回程度の定期的な追い払い活動を実施。 ・被害状況調査の実施[目的：地域における被害状況及び加害鳥獣の把握] - 実施イメージ：地域の代表者等へのアンケートや農業関係データにより、地域の被害状況を把握するとともに、被害農地にセンサーカメラを設置し、加害獣種を特定。 ○生息環境管理に関する事項 ・緩衝帯の整備[目的：鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備] - 実施イメージ：〇〇の農作物被害が発生している地域で、鳥獣の潜み場所を無くすため、山林と農地を分断する緩衝帯（Oha）を整備するとともに、地域内の耕作放棄地（Oha）の刈り払いを実施。 ・放任果樹の除去[目的：地域のえさ源対策として放任果樹等を除去] - 実施イメージ：地域内の見廻りを定期的の実施し、確認された放任果樹の撤去や伐採、農作物残渣やヒコバエを処分し、えさ場としての価値を下げる対策を実施。	

(注) 鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。あわせて、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る捕獲目標達成に向けた広域協議会としての体制や方針、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の広域協議会としての考え方等記載すること。

5 鳥獣被害防止総合支援事業の推進事業の内容

(1) 被害防止活動推進

①推進体制に関する実施計画（又は実績）

開催年月日	会議名	内 容	事業費	負担区分				備考
				国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)			円	円	円	円	円	
(1/2以内)								
計								

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
3 協議会等の活動について記入すること。

②有害捕獲に関する実施計画（又は実績）

ア 狩猟免許の取得

所属機関の名称	免許の種類	取得人数	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

イ 有害捕獲に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

③被害防除に関する実施計画（又は実績）

ア 現場技術指導者の育成

所属機関の名称	育成人数	内 容	事業費	負担区分				備考
				国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)			円	円	円	円	円	
(1/2以内)								
計								

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

イ 被害防除に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

④生息環境管理に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑤サル複合対策に関する実施計画（又は実績）

	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
（定額）				円	円	円	円	円	
（1/2以内）									
計									

- （注） 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑥他地域人材活用に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
（定額）				円	円	円	円	円	
（1/2以内）									
計									

- （注） 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑦ICT等新技術の活用に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
（定額）				円	円	円	円	円	
（1/2以内）									
計									

- （注） 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑧大規模緩衝帯の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- （注） 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 3 整備内容・規模の欄に伐採率等を記し、整備範囲、農地等の防止対象区域が分かるような地図、規模決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

⑨誘導捕獲柵わなの整備計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- （注） 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 3 整備内容、設置場所の規模（設置数）、仕様図など決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

⑩ ICT 等新技術実証に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- （注） 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑪ 農業者団体等民間団体被害防止活動に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- （注） 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑫ ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- （注） 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑬ 鳥獣被害対策実施隊体制強化に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- （注） 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑭ 捕獲サポート体制の構築に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- （注） 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑮ 重点捕獲対策強化に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- （注） 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑯ 処理加工施設の人材育成に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- （注） 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑰ ICTの活用による情報管理の効率化に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- （注） 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑱ 放射性物質影響地域のジビエ活用推進に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- （注） 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

6 鳥獣被害防止総合支援事業の整備事業の内容

(1) 施設整備地域の地域指定状況

市町村名	整備地域	地域指定状況						中山間地に該当するか	備考
		山村	過疎	特農	半島	離島	棚田		

(注) 1 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。

2 中山間地に該当するか否かの欄は、6法指定地域のほか、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地帯農業振興臨時特別措置法第3条に基づき指定された地域又は受益地内の平均15度以上の地域（水田地帯を除く）、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け19等計第956号）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合は○を記入すること。

(2) 侵入防止柵等整備の現状及び計画

区分	対象鳥獣	整備済面積 (A)	要整備面積 (B)	整備計画面積 (C)	整備予定率 (A+C) / (A+B)	備考
侵入防止柵		ha (m)	ha (m)	ha (m)	%	

(注) 整備計画面積欄には、市町村内要整備面積のうち当該年度において施設の整備を計画している面積を記入すること。

(3) 鳥獣被害防止施設の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分				交付率	備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他		
				円	円	円	円	円	%	
計										

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

3 侵入防止柵等の被害防止施設の設置場所が分かる地図、対象獣種及び柵の種類毎の1m当たり単価、柵の仕様の分かる資料、導入資材の内訳及び事業費の内訳の分かる資料等を添付すること。

4 効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわなや、その他の捕獲施設との一体的な整備内容を実施内容の欄に記載すること。

5 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。

6 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載すること（別紙による記載も可）。

7 事業実施状況報告を提出する場合にあつては、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

(4) 処理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分				交付率	備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他		
				円	円	円	円	円	%	
計										

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

3 処理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の設置場所、対象範囲が分かるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。

4 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。

5 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと（別紙による記載も可）。

(5) 捕獲技術高度化施設の整備計画 (又は実績)

整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分				交付率	備考
				国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他		
			円	円	円	円	円	%	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
3 捕獲技術高度化施設の設置場所が分かるような地図、施設の図面、設備の概要及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
4 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。
5 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動(鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。)を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと(別紙による記載も可)。

7 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の内容
別添2

8 添付書類
(1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)
(2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
(3) 被害防止計画
(4) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

事業実施主体

[illegible]

注1：事業の種類等については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。また、都道府県が事業実施主体の場合は3を記入する。

- [illegible]

別記様式第 10 号（別記 1 の第 6 の 1 関係）

被害防止計画目標評価報告書

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	
実施期間	

2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(年度)の実績値(A)	目標値(B)	目標年(年度)の実績値(C)	達成率(%) $A - C / A - B$	備考

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果

4. 総合評価

(コメント)

5. 第三者の意見

(コメント)

- (注)：1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記 1 の第 6 の 1 に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
- 2 3 の事業効果には、別記様式 8 号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広く定量的に記入すること。なお、処理加工施設や捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4 の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

(別記2)

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

第1 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表2関係）

(1) 事業内容欄の1の「実施体制の整備」については、検討会の開催等により事業の実施体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題

イ 事業の目標

ウ 都道府県計画の作成・見直し

エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築

オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

カ その他必要な事項

(2) 事業内容欄の2の「広域捕獲活動（有害捕獲）」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。また、要綱第3の2の(3)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備

イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施及び本調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供

ウ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲

エ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及

オ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立

(3) 事業内容欄の3の「新技術実証・普及活動」については、大量捕獲技術等の有害捕獲、追上げ・追払い等の被害防除、緩衝帯設置等の生息環境管理等の新技術の実証・普及活動を実施できるものとする。

(4) 事業内容欄の4の「人材育成活動」については、実施隊員確保のための研修会や被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及を実施できるものとする。

(5) 事業内容欄の5の「ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組」については、捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成及びジビエ等の需要拡大に確実に結びつく次に掲げる事項を実施できるものとする。

ア 捕獲・運搬・集荷・処理加工の技能向上

捕獲技術や処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるため、研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知等を実施できるものとする。

イ 流通・消費者等との連携

流通産業、外食産業その他の産業、学校給食、消費者等への普及のため、展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等の開催等を実施できるものとする。

ウ ジビエ商品の開発、意向調査

地域の特色を活かした新たなジビエ商品等の開発、ジビエに関する意向調査等を実施できるものとする。

エ 販路開拓

ジビエ商品の新たな販路を開拓するため、商談会、試食会等の開催又はこれらへの参加、各種広報活動等を実施できるものとする。

2 交付対象経費

交付対象となる経費は、本事業に直接要する別表4に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託等

都道府県は、要綱別表2の事業内容の欄の推進事業の一部を他のもの（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、都道府県が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、都道府県の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。

4 留意事項

- (1) 都道府県は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。
- (2) 本事業の交付対象となる『ICT 等機材・新技術』のシステムサービス提供者（以下「提供者」という。）が、農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定（<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>）。以下「G L」という。）で対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、必要に応じて契約時に提供者と当該『ICT 等機材・新技術』のデータ等の受領・保管についてG Lに準拠した内容の契約を交わすこととする。

第2 交付率

- 1 要綱別表2の交付率欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、23,000千円以内とするが、事業内容欄の5の取組に要する経費については、上記限度額に3,000千円以内を加算できるものとする。
- 2 要綱別表2の交付率欄の農村振興局長が別に定める有害捕獲における上限単価（消費税を除く。）は次に掲げるとおりとする。

(1) 箱わな

仕 様 (幅×奥行き)	獣 種	上限単価 (千円／基)
大型獣用 (3 m ² 以下)	主にイノシシ、シカ、クマ (サル用を兼ねる。)	1 1 9
中型獣用 (2 m ² 以下)	サル専用	8 8
小型獣用 (0. 5 m ² 以下)	アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等	1 9

注1：「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。

注2：箱わなの導入においては、防錆仕様（亜鉛メッキ等）の他、捕獲の対象となる獣種毎に以下と同等以上の機能を有するものとする。また、必要に応じて捕獲環境や捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの導入を行うものとする。

- ・イノシシ、シカ、クマを対象獣種とする場合は、最小目幅10cm以下、φ5以上とする。
- ・サルを対象獣種とする場合は、最小目幅7.5cm以下、φ3以上とする。
- ・アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等を対象とする場合は、最小目幅5cm以下、φ1.6以上とする。

(2) くくりわな

1基当たり16千円とする。

(3) 囲いわな

1 m²当たり31千円とする。

(4) 誘導捕獲柵わな導入

1 m²当たり31千円とする。

3 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の2の上限単価を超える事業については、地方農政局長は整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合に助成できるものとする。

第3 事業の実施等の手続

1 都道府県計画の作成等

- (1) 要綱別記2の第1の1の農村振興局長が別に定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号により作成するものとする。
- (2) 要綱別記2の第1の1の農村振興局長が別に定める協議については別記1の別記様式第1号により行うものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記2の第1の2の農村振興局長が別に定める都道府県計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止とする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第1号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

第4 事業実施状況の報告

要綱別記2の第5の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。

第5 事業の評価

要綱別記2の第6の事業の評価は、事業実施年度の翌年度に行い、要綱別記1の第6の1の(2)の報告とあわせて地方農政局長に報告するものとする。

第6 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

別表 4 推進事業の交付対象経費

事業内容		交付対象経費
実施体制の整備	会議開催	・ 会場借料、会議用機械器具の借料 ・ 事務用品 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
広域捕獲活動(有害捕獲)	研修会・講習会	・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 事務用品及び印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 研修・講習受講費用及び旅費
	生息・被害状況調査	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 薬品類、調査機材及びその借料 ・ 調査に従事する者に対する保険代 ・ 車両の借料及びその燃料代
	捕獲活動	・ 捕獲活動（捕獲個体処理を含む。）への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 捕獲に必要な機材（銃を除く。） ・ 捕獲機材の安全確保に必要な機材（銃の保管庫を除く。） ・ 止めさし資材、埋設資材 ・ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 ・ 捕獲に従事する者に対する保険代 ・ 重機、車両の借料及びその燃料代 ・ 商品開発資材
新技術実証・普及活動	研修会	・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 事務用品、印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金

		・ 研修教材費 ・ 技術研修・講習受講費用及び旅費
	技術実証	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 技術実証資材 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
人材育成活動	研修会・講習会	・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 事務用品及び印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 研修・講習受講費用及び旅費
ジビエ等の利用 拡大に向けた地 域の取組		・ 会場借料、会議用機械器具の賃料 ・ 原材料、薬品類及び事務用品、設備や物品、図書及び参考文献の購入等に要する経費 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 研修会の開催、研修会への参加、資料収集、各種調査、打合せ、商談等に要する経費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 日々雇用される雑役及び事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の者に委託するために要する経費 ・ 役務費（それだけでは事業の成果としては成り立たない分析、試験等を行う経費） ・ 手数料、印紙代 ・ 成果発表に必要な経費 ・ 情報提供や普及啓発に必要な経費

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキー犬、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。

別記様式第1号（別記2の第3の3関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された都道府県計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第2号（別記2の第4関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）の
事業実施状況報告（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事
氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林
水産事務次官依命通知）別記2の第4の規定により、別添のとおり報告する。

（注） 関係書類として、別記1の別記様式第7号を添付すること。

(別記 3)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

第 1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別表 3 に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業に係る被害を軽減するため、要綱別記 3 第 1 の 1 の被害防止計画の対象となっている市町村の区域（以下「市町村域」という。）において、被害防止計画に基づく有害捕獲を実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1) と同様の被害防止対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表 3 の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会等とは、協議会、都道府県及び市町村（協議会の構成員に限る。）とする。

第 2 事業の内容等

1 事業の内容

要綱別表 3 の事業内容欄の「有害捕獲」については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で、次に掲げる事項に要する経費に対する支援を実施できるものとする。なお、要綱第 3 の 2 の (1) 鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲及び要綱第 3 の 2 の (2) 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動（有害捕獲）と重複して支援を受けることはできないものとする。

(1) 有害捕獲

(2) (1) により捕獲した個体の処理

2 交付対象経費

(1) 交付対象となる経費は、1 の (1) 及び (2) に直接要する次に掲げるものとし、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

ア 有害捕獲に係る捕獲活動経費（有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る。）

イ 捕獲個体の埋設・運搬経費（捕獲従事者自らが行う場合を除く。）

ウ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費

エ 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費

(2) なお、(1) のアの確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

ア 捕獲確認は、都道府県又は市町村の職員（確認者（処理加工施設での捕獲確認に限り、市町村長が認めた処理加工施設の職員を含む。））が捕獲現

場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する方法（現地確認）又は確認者が処理加工施設において、捕獲従事者の搬入した捕獲個体を実際に確認する方法（搬入確認）を基本とし、確認者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。なお、現地確認による場合、確認者は、スプレー等により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」（鳥類にあっては「両脚」）を回収するかのいずれかを行う。

イ 現地確認又は搬入確認によらない場合、確認者は次に掲げる物により、捕獲個体が本対策の交付対象であること確実に確認（書類確認）し、別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。

（ア）捕獲個体全体と捕獲従事者が写っており、捕獲日が確認できる写真（捕獲個体が、スプレー等でその識別が可能となるようマーキングされるとともに、原則としてその向きが「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。）で、捕獲日が確認できるよう、その捕獲従事者と撮影された写真をいう。）

（イ）捕獲個体又はその部位（獣類にあっては原則として「尾」とし、鳥類にあっては原則として「両脚」とする。）

ウ C S F（豚熱）に感染した野生イノシシが確認された地域及びC S F（豚熱）に感染した野生イノシシの拡散のおそれがある地域においては、イの（イ）に定める確認に当たり、「尾」の提出を省略できるものとし、「尾」の提出を省略する場合は、イの（ア）の写真に加え、「尾」及び最初のマーキング部分の上に横線等をマーキングした写真により確認するものとする。

エ 複数の者で捕獲する場合には、あらかじめ交付される経費の分配方法を定めるとともに、別紙に添付するものとする。

3 事業の委託

事業実施主体が都道府県の場合に限り、要綱別表3の事業内容欄の推進事業の一部の業務を他のものに委託することが合理的かつ効果的であると認められる業務については、都道府県知事が地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に他のものに委託することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

第3 交付率

1 要綱別表3の交付率の欄の農村振興局長が別に定める上限単価（有害捕獲に係る捕獲活動経費）は、次に掲げるとおりとする。

獣 種	捕獲個体の処理	上限単価 (円／頭・羽)
-----	---------	-----------------

イノシシ、シカ (幼獣は除く)	食肉処理等のための施設において搬入確認した場合	9,000
	焼却処分等のための施設において搬入確認した場合	8,000
	上記以外の場合	7,000
クマ、サル及びカモシカ (幼獣は除く)		8,000
その他の獣類		1,000
鳥類 (卵の採取を含む)		200

注1：各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。この場合、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。

2：特定の鳥類について、事業を実施する地域における農林水産業に係る被害がイノシシ、シカ、サル等の獣による被害より大きく、当該鳥類の捕獲強化をさらに図ることが地域の農林水産業に係る被害の軽減をより促進するために必要な場合には、都道府県知事は地方農政局長と協議の上、1羽当たりの捕獲経費の1/2に相当する額又は1羽当たり1,000円のいずれか低い額を上限として単価を設定できるものとする。

なお、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2870号農林水産省生産局長通知）第5の1の注2に基づき単価を設定している場合は、地方農政局長と協議したものとする。

3：原子力災害対策特別措置法に基づく野生鳥獣肉の摂取制限又は出荷制限（以下「出荷制限等」という。）が指示されている地域におけるシカ及びイノシシ（幼獣は除く。）並びに福島県におけるシカ（幼獣は除く。）の上限単価は、一律8,000円/頭とする。

4：出荷制限等が指示されている地域のうち、県が定める出荷・検査方針に基づき管理され、計画出荷が認められた処理加工施設に搬入可能な地域において当該処理加工施設で搬入確認したシカ及びイノシシ（幼獣は除く。）の上限単価は9,000円/頭とする。

2 1に示す上限単価については、令和三年度に限り、本事業における取組状況に応じて、捕獲頭数の増加に応じた加算（以下「加算措置」という。）ができるものとする。

(1) 加算措置を受けるための条件とする基準捕獲頭数は、シカ・イノシシ（幼獣は除く。）ごとに次に掲げるいずれかに該当することとする。

- ア 本事業における過去5か年度で有害捕獲の実績がある場合、そのうち最大及び最小となる年度を除いた3か年度の平均が31頭以上であること。
 - イ アを除き、本事業において直近3か年度で有害捕獲の実績があり、その平均が31頭以上であること。
 - ウ ア及びイのうち、直近3か年度で有害捕獲の捕獲頭数が全て前年度より増加している場合は、直近年度の9割が31頭以上であること。
- (2) 加算措置は1に示す獣種の欄のイノシシ、シカ（幼獣は除く。）の捕獲個体の処理の欄ごとの上限単価について、捕獲頭数を基準捕獲頭数で除した係数（以下「捕獲係数」という。）が1.0を超える場合、次に掲げる捕獲係数の範囲において加算措置ができるものとする。
- ア 捕獲係数が1.0を超え、1.5以下の範囲の捕獲頭数 1, 500円／頭以内
 - イ 捕獲係数が1.5を超えた範囲の捕獲頭数 3, 000円／頭以内

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 要綱別記3の第1の2の農村振興局長が別に定める事業実施計画は、別表5の1に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱別記3の第1の3の農村振興局長が別に定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙5により、要綱別記3の第1の2の広域都道府県域計画にあっては、別記1の別記様式第9号により作成するものとする。
 なお、第2の2の(2)のウによる確認を行う場合は、要綱別記3の第1の3の農村振興局長が別に定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙5の備考欄に、要綱別記3の第1の2の広域都道府県域計画にあっては、別記1の別記様式第9号の備考欄に「CSF（豚熱）対策」と記入するものとする。
- (3) 要綱別記3の第1の3の提出及び同4の協議については、別記1の別記様式第1号により行うものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記3の第1の6の農村振興局長が別に定める都道府県計画及び広域都道府県域計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体にあっては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあっては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

第5 事業実施状況の報告

- 1 要綱別記3の第5の1の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、別表5の2に規定する事項を含めて作成するものとする。
- 2 要綱別記3の第5の1に定める広域都道府県域計画に基づく事業の実施状況報告及び同第5の3の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により行うものとする。

第6 事業の評価

要綱別記3の第6の事業の評価は、要綱別記1の第6の事業の評価と併せて行うものとする。

(別紙)

* 確認書類受付日	令和 年 月 日		
** 支払確認月日	令和 年 月 日		
所 属	氏 名	確認欄	

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書

捕 獲 従事者 氏 名	獣種名	成獣・ 幼獣別	頭数	捕獲 月 日	捕獲場所 (住所等)	捕獲 方法	確認 方法	処理加 工施設 の種類	確認者 所属 ・氏名

* 確認書類受付日は、確認書の提出を受け付けた日とする。

** 支払確認月日は、市町村が確認書を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。

注 1：有害捕獲許可による捕獲に限る。

2：「確認欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

3：「捕獲場所」は、住所又は鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付すること。

4：「捕獲方法」は、銃又はわな（箱わな、くくりわな、その他のいずれか）を記載すること。

5：「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法（「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」）を記載する。また、「現地確認」による場合は、証拠物の部位の名称とともに、当該部位を「着色」したか又は「回収」したかのいずれかを記載する。

6：「処理加工施設の種類」は、捕獲個体を搬入した処理加工施設の種類（食肉等に利用する上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）は「焼却」）を記載する。

7：書類確認による場合は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。

8：複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付すること。

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲に係る捕獲活動 経費の分配方法について

令和○年○月○日に実施する有害捕獲活動において交付される額の分配方法は、次のとおりとする。

(分配方法)

捕獲従事者氏名	住 所	署名欄

注：「署名欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「捕獲従事者氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

別表 5

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 事業実施体制 協議会の概要 4 事業に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容（捕獲計画の設定根拠含む。）、負担区分、獣種別単価及び予算が不足する場合の単価調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業・整備事業）・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止対策促進支援事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町村単独事業等との連携

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）及び事業費、予算が不足した場合の単価調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業・整備事業）・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止対策促進支援事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町村単独事業等との連携 4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標及び捕獲計画の達成状況に関する事項

別記様式第1号(別記3の第5の2関係)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(広域都道府県域)の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1 事業費等(事業実施状況)	事業費	円	(うち補助金	円)	事業実施主体名	令和〇〇年度
2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題						
(事業計画面地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)						
3 事業実施主体が行った事業促進の取組	[[記載例] ○有害捕獲に関する事項 ・捕獲体制の整備[目的:被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築] 実施イメージ:農作物被害の多くを占める〇〇の捕獲を重点的に行うため、捕獲従事者の確保(技術向上)のための〇〇の捕獲に特化した研修等を実施。 ・捕獲機材の整備[目的:捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備] 実施イメージ:構築された捕獲体制における〇〇の捕獲方法を把握し、効率的に捕獲を行うために不足する捕獲機材を明確化した上で、捕獲機材の整備を実施。 ・生息状況調査の実施[目的:被害を与える鳥獣の生息状況の把握] 実施イメージ:〇〇の捕獲を重点的に行うため、生息状況や行動圏等を把握し、地図化を行った上で、捕獲従事者へ情報共有を実施。 ○被害防止に関する事項 ・侵入防止柵の整備[目的:被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備] 実施イメージ:〇〇の農作物被害が発生している農地に対して、侵入防止柵の整備(現行整備率50%>目標整備率100%)を早期に進める。また、併せて正しい設置方法における研修会を実施。 ・追い払い活動の実施[目的:効果的・継続的な追い払いによる被害防除] 実施イメージ:〇〇の農作物被害が発生している地域で、追い払い活動を実施する体制(チーム)を構築し、〇日に1回程度の定期的な追い払い活動を実施。 ・被害状況調査の実施[目的:地域における被害状況及び加害鳥獣の把握] 実施イメージ:地域の代表者等へのアンケートや農業関係データにより、地域の被害状況を把握するとともに、被害農地にセンサーカメラを設置し、加害獣種を特定。 ○生息環境管理に関する事項 ・緩衝帯の整備[目的:鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備] 実施イメージ:〇〇の農作物被害が発生している地域で、鳥獣の潜み場所を無くするため、山林と農地を分断する緩衝帯(〇ha)を整備するとともに、地域内の耕作放棄地(〇ha)の刈り払いを実施。 ・放任果樹の除去[目的:地域のえさ源対策として放任果樹等を除去] 実施イメージ:地域内の見廻りを定期的に実施し、確認された放任果樹の撤去や伐採、農作物残渣やヒコバエを処分し、えさ場としての価値を下げる対策を実施。					
4 事業の実施状況を踏まえた今後の方向	(事業の実施状況を踏まえ、効果的、効果的な被害防除のための誘導方策を記載する。)					
5 捕獲実績の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る部分)	(捕獲計画達成に向けた広域協議会としての体制や方針、効果的な捕獲実施のための単面の設定及び調整等の広域協議会としての対応状況を具体的に記載すること。)					

(事業概要)
推進事業概要(有害捕獲)
別添

(別記 4)

鳥獣被害対策基盤支援事業

第 1 事業実施主体

- 1 要綱別表 4 の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

なお、協議会は、要領別記 1 の第 1 の 4 の要件の全てを満たすものとする。

- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第 2 事業の内容等

1 事業の内容

(1) 鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、

- ①森林等の被害状況や鳥獣の生息状況等を判断し、森林での被害対策を推進する上で中心的役割を果たす地域リーダー（森林）及び広域的な被害状況等の把握、被害対策案の検討・作成、実施体制の組織化及び指導、対策の評価等を総合的に行う鳥獣被害対策コーディネーターを計画的に育成するため、鳥獣の被害防止対策に係る基礎的な知識及び技術を有する者を対象として研修を行う。
- ②地域の鳥獣対策に係る新たな担い手の発掘・育成を図るためのセミナーを開催し、その中で人材確保が課題となっている市町村等とのマッチングを行う。
- ③効率的かつ効果的な被害防止技術・手法等に関する情報共有等を図るための全国検討会を開催する。

ア 地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業

(ア) 研修カリキュラムの作成

地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーターを育成するため、必要な研修カリキュラム（教材を含む。以下同じ。）を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告書として取りまとめる。

(イ) 研修会の開催

(ア) の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター

ネーターを効率的に育成するため、地域リーダー(森林)については全国でフィールド研修会を開催する。また、鳥獣被害対策コーディネーターについては、座学とフィールド研修を主体とし、全国で研修会を開催する。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア) 及び (イ) を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物や森林・林業の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

イ 鳥獣被害対策担い手マッチング事業

(ア) セミナーの開催

地域の鳥獣被害対策に係る新たな担い手の確保に繋がるよう、野生鳥獣の生態や鳥獣被害対策の知識や現場での取組等を内容とするセミナーを全国各ブロックで開催し、鳥獣被害対策に取り組む意欲のある者を発掘・育成する。また、セミナーにおいては、地域の鳥獣被害対策を進める中で人材不足が課題となっている市町村等が参加し、募集情報等を提供しながら、来場者とのマッチングを行う。

(イ) 事業実施体制の検討

(ア) を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣被害対策の専門知識を有する者や、地域における人材募集に関する専門家等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b セミナーの内容（マッチングを含む。）
- c セミナーの開催計画の作成及びセミナーの実施
- d セミナー対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

ウ 鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業

(ア) 鳥獣被害対策技術全国検討会の開催

効率的かつ効果的な被害防止技術・手法等に関する情報共有のための全国検討会を全国1ヶ所以上で開催する。

(イ) 事業実施体制の検討

(ア) を円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣被害防止に関する専門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 全国検討会の内容
- c 全国検討会の開催計画
- d 全国検討会の告知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

(2) 利活用技術者育成研修事業

ア 処理施設の処理技術向上研修

(ア) 研修カリキュラムの作成

捕獲した鳥獣の利活用に係る技術を普及するため、捕獲技術及び野生鳥獣肉（ジビエ）等（以下「ジビエ等」という。）の有効活用に係る知識並びに技術を有する技術者（以下「技術者」という。）を計画的に育成するための研修カリキュラムを作成する。

(イ) 研修会の開催

(ア) の研修カリキュラムに基づき、捕獲した鳥獣の有効活用に寄与する技術者を効率的に育成するため、全国2か所以上で研修会を開催する。

イ 捕獲者のための衛生管理等の知識向上研修

高度な衛生管理に関する知識を有した捕獲者を育成するために、捕獲した鳥獣の有効活用や衛生管理等に関する専門的知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

(ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法

(イ) 研修カリキュラムの作成及び見直し

(ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施

(エ) 研修対象者への周知方法

(オ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

(カ) その他必要な事項

(3) 鳥獣利活用推進支援事業

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用し、農村地域の振興を図るため、捕獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制を構築し、ジビエ等の全国的な需要拡大及び利活用推進に資する、需要拡大、需要に対応した安定供給、流通体系の確立に向けた以下の取組を総合的に実施する。

ア 全国的な検討体制の構築

要綱別表4の採択要件4の（1）に定める者から構成される鳥獣利活用推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を構築し、運営

方針を協議するとともに、イ～エに係る実施方針を検討し、実践する。

イ 需要拡大及び利活用推進に必要な取組

捕獲鳥獣の回収と食肉処理加工施設への搬入の効率化、現場の実態に対応した衛生管理ガイドライン周知徹底、安定供給のための取扱ルールの検討、消費者の認知度やニーズの把握など、捕獲、処理加工、供給、消費の各段階において、利活用推進のために必要となる取組を調査・検証・実施し、その成果を地方公共団体等の関係者に情報提供する。

ウ 需要拡大及び利活用推進に向けた普及啓発

需要者及び消費者等のジビエ等に対する関心を高め、ジビエ等の全国的な需要拡大と利活用推進を図るため、イベントや各種広報活動により普及啓発を行う。

エ その他事業の目的を達成するのに必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、コンソーシアムで検討の上、実施することができるものとする。

2 実施基準

(1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。

(2) 推進事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

(3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は別表6のとおりとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者（鳥獣の行動特性、被害防止対策に関する知見等を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、鳥獣被害対策基盤支援事業を的確かつ効果的に実施するため、必要に応じて、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの協力を得るものとする。

第3 交付額

要綱別表4の交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、以下のとおりとする。

鳥獣被害対策基盤支援事業は、95,391千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成

要綱別記4の第1の1の農村振興局長が別に定める事業実施計画の作成及び承認申請は、別記様式第1号によるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記4の第1の2の農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記4様式第2号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

要綱別記4の第5の事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記4様式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出して行うものとする。

第6 事業の評価

要綱別記4の第6の事業の評価は、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容の評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第7 事業の状況報告

1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。

3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

別表6 鳥獣被害対策基盤支援事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設 備 備 品 費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費	・取得単価が50万円以上の設備については、2社以上の見積書（当該設備を販売する社が1社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消 耗 品 費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。

		と。 ・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委 託 費	本事業の交付目的たる事業の一部分(例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
そ の 他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費(賃金を除く。)、文献購入費、通信運搬費(切手、運送費等)、複写費、印刷製本費、広告費、会議費(会場借料等)、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記4様式第1号（別記4の第4の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害対策基盤支援事業の実施計画の（変更）承認申請について

令和〇〇年度において、鳥獣被害対策基盤支援事業（鳥獣対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業）、利活用技術者育成研修事業又は鳥獣利活用推進支援事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記4の第1の1（別記4の第1の2）の規定に基づき、関係書類を提出する。

（注） 関係書類として、別添の鳥獣被害対策基盤支援事業（事業実施計画書）を添付すること。

(別添)

○ 鳥獣被害対策基盤支援事業（事業実施計画）

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫交付金	事業実施主体	
	(例1) ①研修カリキュラム及び教材の作成 ②研修会の開催 ③実施体制の整備 ④被害防止対策手法に関する調査 ⑤全国検討会の開催 ⑥報告書等の作成・配布 (例2) ①全国的な検討体制の構築 ②検討会の開催 ③利活用推進に必要な取組 ア 捕獲段階 イ 処理加工段階 ウ 供給段階 エ 消費段階 ④利活用推進に向けた普及啓発 ⑤その他()	円	円	円	
	計				

注：事業名の欄には、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣対策技術全国検討会開催事業）、利活用技術者育成研修事業又は鳥獣利活用推進支援事業のいずれかの事業名を記載する。

2 事業の目的

3-1 事業の内容（鳥獣利活用推進支援事業以外の事業）

(1) 実施体制の整備

ア 検討委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

(注) 委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 検討委員会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

ウ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) 研修カリキュラム・セミナーの開催

(地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業の場合に記載する。)

ア 研修カリキュラム・セミナーの概要

--

注：研修カリキュラム（案）、セミナー内容（案）を添付すること。

イ 研修会・セミナーの開催計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	研修内容	備考

注：備考欄に周知方法を記載する。

ウ 報告書の作成・配布

報告書等の作成・配布の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	配布方法

注：地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業の場合に記載する。

（３）全国検討会（全国鳥獣被害対策サミット）の開催

開催時期・開催場所	テーマ（案）	参加規模等

注１：検討会開催及び技術等の展示及び周知方法について具体的に記載する。

２：鳥獣対策技術全国検討会開催事業の場合に記載する。

（４）研修カリキュラムの概要

--

注１：研修カリキュラム（案）を添付すること。

２：利活用技術者育成研修事業の場合に記載する。

（５）研修会の開催計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	研修内容	備考

注：利活用技術者育成研修事業の場合に記載する。また、備考欄に周知方法を記載する。

３－２ 事業の内容（鳥獣利活用推進支援事業）

（１）コンソーシアムの構成及び役割分担

コンソーシアム構築時期		
構成団体等	構成団体等が果たす役割	備考

注：事業内容に照らし、コンソーシアムの構成員と役割分担を具体的に記載する。

（２）コンソーシアムによる検討会開催計画

開催予定時期	検討内容	備考

(3) 事業実施計画

① 利活用推進に必要な取組

取組内容	事業実施計画（具体的な調査・検証手段）	担当する構成団体等

注：第2の1の（4）に定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

② 利活用推進に向けた普及啓発

普及啓発内容	普及啓発の対象及び具体的な方法	担当する構成団体等

注：第2の1の（4）に定める事業内容を踏まえ、普及啓発内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

(4) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：取組内容は（3）事業実施計画の①利活用推進に必要な取組、②利活用推進に向けた普及啓発と整合をとる。

(5) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：第2の1の（4）ア～ウのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、取組ごとに記載する。

(6) 利活用技術指導者育成研修事業との連携内容

連携内容	備考

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記4様式第2号（別記4の第4の3関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害対策基盤支援事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記4様式第3号（別記4の第5関係）

鳥獣被害対策基盤支援事業（〇〇〇事業）
事業実施状況報告書
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記4の第5の規定により〇〇事業について別添のとおり報告する。

- （注） 1 〇〇事業については、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣対策技術全国検討会開催事業）、利活用技術者育成研修事業又は鳥獣利活用推進支援事業のいずれかの事業名を記載するものとする。
- 2 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

(別記 5)

全国ジビエプロモーション事業

第 1 事業実施主体

- 1 要綱別表 5 の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。
- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第 2 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表 5 関係）

(1) ジビエフェア開催事業

全国的なジビエの消費拡大を図るため、キャンペーン期間を設定し、ジビエフェアを次により開催する。

ア ジビエフェアの開催回数等

ジビエフェアは年 1 回以上（延べ 3 ヶ月程度）開催する。

イ ジビエフェアに協賛する飲食店等の募集、開拓等

(ア) フェアに協賛する飲食店等（以下「協賛飲食店等」という。）を募集・把握する。

(イ) 協賛飲食店等の募集・把握のため、ジビエの調理方法の注意点、カタ肉やスネ肉等の低需要部位の有効利用等による料理レシピ、食肉処理加工施設の情報等を提供する説明会を開催する。また、試作料理のためのジビエを調達・提供する。

ウ ジビエフェア P R 資材の作成・配布等

(ア) ポスター、のぼり等 P R 資材を作成し、協賛飲食店等に配布する。

(イ) 各地で開催されるジビエ関連イベント等の情報を収集し、それらのイベント主催者等に対しジビエフェアとの連携を働きかける。

エ ジビエフェアの運営等

(ア) ジビエフェア開催期間中における協賛飲食店等や食肉処理加工施設等との連絡調整等適切な運営に努める。

(イ) ジビエフェアの概要、協賛飲食店等について、SNS、雑誌媒体等を通じた情報発信を行う。また、関係団体等と連携や調整を行い、効果的な情報発信を行う。

(ウ) ジビエフェアにおけるジビエ料理の販売状況等に関するアンケート調査や取組結果の分析を行う。

オ 報告書等

アからエまでの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

(2) ジビエ需要拡大・普及推進事業

ア ジビエ関連情報の発信等

ジビエに関する各地のイベント・飲食店情報等の収集、ジビエに関するプロモーション動画の作成及び消費者やインバウンドに対してSNSやイベント等を通じた情報発信等を行う。

イ 報告書等

アの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

2 実施基準

(1) 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

(2) 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

(3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別記5別表1のとおりとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

第3 交付額

要綱別表5の交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、90,000千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、事業実施計画を別記5様式第1号により作成し、農村振興局長の承認を得るものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記5の第1の2の「農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更」とは、事業の中止又は廃止とする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記5様式第2号によりその理由を具体的

に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記5様式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

第6 事業の評価

要綱別記5の第6の事業の評価は、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容の評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第7 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

別記5別表1

全国ジビエプロモーション事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設 備 備 品 費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費	・取得単価が 50 万円以上の設備については、2 社以上の見積書（当該設備を販売する社が 1 社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消 耗 品 費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。

		・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委 託 費	本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
そ の 他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記5様式第1号（別記5の第4の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度全国ジビエプロモーション事業の実施計画の（変更）承認申請について

令和〇〇年度において、全国ジビエプロモーション事業を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記5の第1の1（別記5の第1の2）の規定に基づき、関係書類を提出する。

（注） 関係書類として、別添の全国ジビエプロモーション事業（事業実施計画書）を添付すること。

(別添)

○ 全国ジビエプロモーション事業のうちジビエフェア開催事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. ジビエフェアに協賛する飲食店等の募集・開拓等 2. ジビエフェア PR 資材の作成・配布等 3. ジビエフェアの運営等 4. 報告書等 5. その他（ ）	円	円	円	
計				

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) ジビエフェアの開催回数等の概要

--

(3) ジビエフェアに協賛する飲食店等の募集・開拓等の概要

--

(4) ジビエフェア PR 資材の作成・配布等の概要

--

(5) ジビエフェアの運営等の概要

--

時期	場所	店舗数	内容	備考

(6) 報告書の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(7) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1・・・												
2・・・												
3・・・												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(8) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2) から (5) のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

(別添)

- 全国ジビエプロモーション事業のうち
ジビエ需要拡大・普及推進事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. ジビエ関連情報の発信等 2. 報告書等 3. その他（ ）	円	円	円	
計				

2 事業の目的

--

3 事業の内容

（１）事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

（２）ジビエ関連情報の発信等の概要

--

（３）報告書の作成

報告書等の作成・配布の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

（４）事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1・・・												
2・・・												

3 . . .												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(5) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2)のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記5様式第2号（別記5の第4の3関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(全国ジビエプロモーション事業)の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記 5 様式第 3 号（別記 5 の第 5 関係）

全国ジビエプロモーション事業
事業実施状況報告書
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 94
23 号農林水産事務次官依命通知）別記 5 の第 5 の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記 5 様式第 1 号に準ずるものとする。

(別記 6)

鳥獣被害防止対策促進支援事業

第 1 事業の取組等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の取組

鳥獣被害防止対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の別表 6 に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

ア 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、要綱別記 6 の第 1 の 1 で準用する要綱別記 1 の第 1 の 1 の被害防止計画の対象となっている市町村の区域（以下「市町村域」という。）において、鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

イ 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、アと同様の鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

(2) 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

(3) 事業実施主体

要綱別表 6 の事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める協議会等とは、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、(4) で準用する要綱別記 1 の第 1 の 4 に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）

又は②その構成員（試験研究機関を除く。）であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているものとする。

(4) 協議会の要件

協議会の要件は、別記 1 の第 1 の 4 を準用する。

(5) 事業実施主体の範囲

(3) に規定する協議会等が事業を実施する地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域（複数の都道府県の市町村にまたがる場合も含む。）とする。

(6) 対象地域

要綱別表 6 の採択要件の欄の 3 の「農村振興局長が別に定める対象地域で

あること」の判断については、次のアからシまでに掲げる地域とする。

ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

イ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)

エ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

オ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

カ 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

キ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖縄

ク 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島

ケ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島

コ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯

サ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。)

シ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第965号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域

(7) 費用対効果分析

要綱別表6の採択要件の欄の6の「すべての効用によってすべての費用を

償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

（8）生産コスト分析

要綱別表6の採択要件の欄の7の「受益地内の生産コストの低減が10%以上見込まれること」の判断に当たっては、受益地内の生産コスト分析を実施し、低減される生産コストを十分に検討するものとする。

（9）地域主体の鳥獣害防止対策

地域主体の鳥獣害防止対策は、別記1の第1の7を準用する。

（10）周辺景観との調和

周辺景観との調和は、別記1の第1の8を準用する。

2 都道府県捕獲促進支援事業

要綱別表6の採択要件に基づき実施するものとする。

3 ジビエ利用拡大推進事業

（1）事業の取組

捕獲した野生鳥獣の地域資源としての有効活用を目的としたジビエ利用の拡大を推進するため、処理加工施設と流通業者等の連携による広域的な取組を実施するものとする。

（2）事業実施主体

ア 要綱別表6の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行い、体制を有しているものとする。

なお、協議会は、要領別記1の第1の4の要件の全てを満たすものとする。

イ 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第2 事業の内容等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

（1）事業の内容（要綱別表6関係）

ア 事業内容欄の鳥獣被害防止施設の①の「新規整備」及び②の「再編整備」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲す

るために必要な誘導捕獲柵わな等の捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、以下①から③のとおりとするものとする。

- ① 侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形（傾斜及び高低差）樹木の繁茂状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵入（飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入）を防止することが可能な離隔を確保した設置位置とする。
- ② ICTを活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体的に整備すること。
- ③ 電気さくを整備する場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）等関係法令を遵守し、正しく設置すること。

具体的には、危険である旨の表示、電気さく用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30ボルト以上の電源から電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い安全を確保すること。

（参照URL：URL：<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/denkisaku.html>）

侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、適切に行うものとする。

イ 留意事項

留意事項は、別記1の第2の4を準用する。

2 都道府県捕獲促進支援事業

（1）事業の内容（要綱別表6関係）

ア 事業内容欄の1の「生息状況調査」については、効率的・効果的な捕獲の推進に向けた次に掲げる取組を実施できるものとする。

- ① イノシシ・シカにおける令和2年度の捕獲状況を加味した生息分布域等の調査
- ② イノシシ・シカにおける効率的な捕獲を行うための捕獲地域、捕獲方法、捕獲頭数等を定めた捕獲計画の作成・情報共有

イ 事業内容欄の2の「捕獲技術強化」については、生息分布や捕獲計画を基に効率的・効果的な捕獲体制を構築するため、捕獲従事者を対象とした捕獲技術高度化施設での技能研修及び捕獲現場での実践技術研修等を実施できるものとする。

（2）交付対象経費

交付対象となる経費は、本事業に直接要する別記6別表3に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金

額等が確認できるものに限る。

(3) 事業の委託等

都道府県は、要綱別表 6 の事業内容の欄の推進事業の一部を他の者（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、都道府県が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、都道府県の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。

(4) 留意事項

留意事項は、別記 2 の第 1 の 4 を準用する。

3 ジビエ利用拡大推進事業

(1) 事業の内容（要綱別表 6 関係）

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用し、農村地域の振興を図るため、処理加工から流通までの関係者で構成される検討体制を構築し、野生鳥獣肉（ジビエ）等の流通段階での取扱量を拡大するための調査、商品開発、広報・普及啓発等に向けた次に掲げる取組を総合的に実施できるものとする。

ア 流通拡大のための検討体制の構築

要綱別表 6 の採択要件 1 に定める者から構成されるジビエ利用拡大推進コンソーシアムを構築し、運営方針を協議するとともに、イ〜クに係る実施方針を検討し実践する。

イ ジビエの利用拡大に向けた会議

ウ 流通業者及び実需者等を対象としたジビエ利用及び購入に関する意向調査、流通に関する課題調査

エ 流通業者を対象としたジビエ処理加工現場での現地調査

オ 実需者を対象とした処理加工施設や加工場のプロモーション関連動画やリーフレット等の情報提供資料の作成

カ ジビエ意向調査を踏まえたジビエ加工製品等の試作、開発

キ 流通業者や実需者を対象としたジビエ加工製品等の試食会及びマッチング

ク その他事業の目的の達成のために必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するのに必要な取組については、事業実施主体等で検討の上、実施することができるものとする。

(2) 実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本事業の交付の対象外とする。

イ 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。
 ウ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別記6別表4のとおりとする。

(3) 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

第3 交付額等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 要綱別表6の交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設の上限単価（消費税を除く。）は、次に掲げるとおりとする。

ア 新規整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価（円／m） （直営施工で資材費のみの定額交付の場合）	上限単価（円／m） （左記以外の場合）
獣種共通	電気柵（1段当たり）	148	391
	ネット柵	1,090	2,600
イノシシ	金網柵（ロール状）	1,970	5,380
	ワイヤーメッシュ柵（パネル状）	1,290	3,000
シカ（イノシシ用を兼ねる。）	金網柵（ロール状）	2,790	7,620
	ワイヤーメッシュ柵（パネル状）	1,950	4,530

イ 再編整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価（円／m）	上限単価（円／m）
-----	----------	-----------	-----------

	種 類	(直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	(左記以外の場合)
獣種共通	電気柵（１段当たり）	２５	２２５
	ネット柵	１９２	１，６１２
イノシシ	金網柵（ロール状）	２９６	２，７２６
	ワイヤーメッシュ柵（パネル状）	１９２	１，６１２
シカ（イノシシ用を兼ねる。）	金網柵（ロール状）	４３０	３，７１０
	ワイヤーメッシュ柵（パネル状）	２８６	２，４２６

注１：鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類毎に以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。

- ・電気柵については、支柱間隔を４ｍ以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。
- ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
- ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ５ｍｍ以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。
- ・金網柵については、金網の径をφ２ｍｍ以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。

注２：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

注３：第２の１の（１）において、被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。

注４：再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。

2 都道府県捕獲促進支援事業

要綱別表 6 の交付率欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、7,000 千円以内とするが、北海道において、道内を区分して取り組む場合は、4 地域までとし、1 地域あたり限度額を7,000千円以内とする。

また、令和元年度のイノシシ及びシカによる農作物被害金額（参照URL：http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hogai_zyoukyou/index.html）の合計が原則として1億円を超える都道府県（北海道を除く）は、限度額に3,000千円以内を加算できるものとする。

3 ジビエ利用拡大推進事業

要綱別表 6 の交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は50,000 千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業実施計画の作成等

ア 要綱別記 6 の第 1 の 1 で準用する要綱別記 1 の第 1 の 2 の農村振興局長が別に定める事業実施計画にあつては、別記 6 別表 1 の 1 の整備事業（新規整備）に規定する事項を含めて作成するものとする。なお、再編整備を実施する場合は、事業実施計画に代えて、別記 6 別表 1 の 1 の整備事業（再編整備）に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。

イ 要綱別記 6 の第 1 の 1 で準用する要綱別記 1 の第 1 の 3 の農村振興局長が別に定める都道府県計画にあつては、別記 6 様式第 8 号により、要綱別記 6 の第 1 の 1 で準用する要綱別記 1 の第 1 の 2 の広域都道府県域計画にあつては、別記 6 様式第 11 号の別添により作成するものとする。

ウ 要綱別記 6 の第 1 の 1 で準用する要綱別記 1 の第 1 の 3 の提出、同 4 の農村振興局長が別に定める協議及び同 6 の報告については別記 6 様式第 1 号により行うものとし、同 2 の承認の申請については別記 6 様式第 11 号により行うものとする。

エ ア及びイの作成に当たっての留意事項は別記 6 別表 2 に定めるところによるものとする。

(2) 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更は、別記 1 の第 4 の 2 を準用する。

(3) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記 6 様式第 5 号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体（以下

「広域都道府県域事業実施主体」という。)にあっては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあっては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

(4) 管理運営

管理運営は、別記1の第4の4を準用する。

(5) 事業名等の表示

事業名等の表示は、別記1の第4の5を準用する。

2 都道府県捕獲促進支援事業

(1) 都道府県計画の作成等

ア 要綱別記6の第1の2で準用する要綱別記2の第1の1の農村振興局長が別に定める都道府県計画は、別記6様式第8号により作成するものとする。

イ 要綱別記6の第1の2で準用する要綱別記2の第1の1の農村振興局長が別に定める協議については別記6様式第1号により行うものとする。

(2) 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更は、別記2の第3の2を準用する。

(3) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記6様式第6号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

3 ジビエ利用拡大推進事業

(1) 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、事業実施計画を別記6様式第13号により作成し、農村振興局長の承認を得るものとする。

(2) 事業実施計画の重要な変更

要綱別記6の第1の3(2)の「農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更」とは、事業の中止又は廃止とする。

(3) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記6様式第14号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

- (1) 要綱別記6の第5の1で準用する要綱別記1の第5の1の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記6様式第11号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあっては、別記6別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱別記6の第5の1で準用する要綱別記1の第5の1に定める広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況の報告及び同第5の3の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記6様式第2号により行うものとする。
- (3) 要綱別記6の第5の1で準用する要綱別記1の第5の2の農村振興局長が別に定める通知は、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）とする。

2 都道府県捕獲促進支援事業

要綱別記6の第5の2で準用する要綱別記2の第5の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記6様式第7号により行うものとする。

3 ジビエ利用拡大推進事業

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記6様式第15号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

第6 事業の評価

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業評価

ア 要綱別記6の第6の1で準用する要綱別記1の第6の1の(1)の評価の報告は、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記6様式第12号により作成し、それ以外の事業実施主体にあっては、別記6別表1の3に規定する事項を含めて作成するものとする。

イ 要綱別記6の第6の1で準用する要綱別記1の第6の1の(1)に定める広域都道府県域事業実施主体が行う事業の評価及び同第6の1の(2)に定める事業評価の報告は、被害防止計画の目標年度の翌年度の9月末日までに、別記6様式第3号により行うものとする。

(2) 改善計画

ア 要綱別記6の第6の1で準用する要綱別記1の第6の2の(1)の目標の達成状況が低調である場合とは、被害防止計画目標の達成率が70%未満であるものとする。

イ 要綱別記6の第6の1で準用する要綱別記1の第6の2の(1)及び(2)の改善計画の報告は、別記6様式第4号により行うものとする。こ

の場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、要綱別記6の第6の1で準用する要綱別記1の第6の1の事業評価及び報告を行うものとする。

なお、改善計画実施期間内に被害防止計画目標の達成率が70%に達しない場合には、事業実施主体は被害防止計画目標を見直すものとする。

2 都道府県捕獲促進支援事業

要綱別記6の第6の2で準用する要綱別記2の第6の事業の評価は、事業実施年度の翌年度に行い、要綱別記6の第6の1で準用する要綱別記1の第6の1の(2)の報告とあわせて地方農政局長に報告するものとする。

3 ジビエ利用拡大推進事業

要綱別記6の第6の事業の評価は、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容の評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第7 国の助成措置

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

国の助成措置は、別記1の第8を準用する。

別記 6 別表 1

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
整備事業（新規整備）	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 事業に係る項目 施設名、対象獣種、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、鳥獣被害防止総合支援事業・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止対策促進支援事業（都道府県捕獲促進支援事業）・市町村単独事業等他事業との連携 4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与、生産コスト分析及び費用対効果分析に関する項目 5 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況
整備事業（再編整備）	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 再編整備に取り組む場合の項目 既存施設の概要（造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備状況）、再編整備計画（対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、実施内容）、再編整備計画図、鳥獣被害防止総合支援事業・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止対策促進支援事業（都道府県捕獲促進支援事業）・市町村単独事業等他事業との連携、利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与、生産コスト分析、費用対効果分析及び経済性の評価 注 再編整備計画については、（別添）再編整備計画書を参考とする。

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 施設の概要、事業費、維持管理状況、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与（鳥獣被害防止施設を整備した場合、一体的に整備した捕獲施設等の種類、数量、対象鳥獣ご

	との捕獲頭数等も明記)、鳥獣被害防止総合支援事業・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止対策促進支援事業(都道府県捕獲促進支援事業)・市町村単独事業等他事業との連携
4	被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項
5	侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況

3 事業評価の報告

区 分	事業評価報告に記載すべき事項
整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、近隣市町村等との連携 2 実施時期に係る項目 3 事業内容等に係る項目 事業内容、事業量 4 管理に係る項目 管理主体者、維持管理状況 5 利用に係る項目 供用開始時期、利用率 6 事業効果、評価に係る項目 定量的な事業効果(他事業との連携状況や捕獲効率向上への寄与等も踏まえて記載すること)、定量的な経営状況、事業実施主体の評価 7 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況

再編整備計画書

1. 事業実施主体等に係る項目

(1) 事業実施主体

(2) 構成市町村

(3) 事業の目的

2. 被害防止計画の作成状況等

(1) 被害防止計画の作成状況

(2) 他計画との連携

(3) 近隣市町村等との連携

3. 再編整備計画等

(1) 既存施設の概要

造成年度	施設の構造等	財産台帳の整備状況

(2) 再編整備計画

対象 鳥獣	受益戸数 ※1	受益 面積 ※2	実施内容	事業費	負担区分				
					国庫 補助	都道 府県費	市町 村費	その他	補助率
				円	円	円	円	円	

※1 受益戸数は既存施設造成時の受益戸数を基本とする。

※2 再編整備により変更となる場合には、その面積を記載するものとし、基本的に費用対効果分析に使用する受益面積とする。

(3) 再編整備計画図

4. 他の取組及び事業等との連携

5. 利用計画

6. 維持管理

7. 一体的に整備する捕獲機材の内容

8. 有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与

--

9. 生産コスト分析

--

10. 費用対効果分析

--

11. 経済性の評価

新規整備の経済性の評価	再編整備の経済性の評価
-------------	-------------

別記6別表2 事業実施計画、都道府県計画及び広域都道府県域計画作成に当たっての留意事項

事 項
1 既存の施設の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設の設置期間が妥当であること。
3 生産コスト分析の算出プロセス、根拠が適切であること。また、生産コストの低減率が10%以上であること。なお、生産コストの低減率の算定の単位について、原則として、集落等の地区（1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。
4 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が1.0以上であること。なお、投資効率（費用対効果）の算定の単位について、原則として、集落等の地区（1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。 再編整備に取り組む場合は、上記の他、施設の耐用年数を考慮した投資効率（費用対効果）とすること。
5 国庫交付金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
6 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
7 附帯施設について、不要なものがないこと。
8 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
9 管理規程等により施設が将来にわたり適正に管理ができる体制となっていること。
10 施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
11 用地が確保されていること。
12 施行方法の選択が適切にされていること。
13 入札の方法に関する知識を有していること。
14 地元関係者との合意形成が図られていること。
15 その他法律に定める基準等が満たされていること。

別表 6 別表 3 都道府県捕獲促進支援事業の交付対象経費

事業内容	交付対象経費
生息状況調査	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等） ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 薬品類、調査機材及びその借料 ・ 調査に従事する者に対する保険代 ・ 車両の借料及びその燃料代
捕獲技術強化	・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 事務用品及び印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費（銃猟の研修に係る弾代、わな猟の研修に係る餌代等消耗品を含む） ・ 研修・講習受講費用及び旅費 ・ 研修・講習会に参加する者に対する保険代

別記 6 別表 4 鳥獣被害防止対策促進支援事業の交付対象経費

事業内容	交付対象経費
ジビエ利用拡大推進事業	・ 会場借料、会議用機械器具の借料 ・ 原材料、薬品類及び事務用品、物品、図書及び参考文献の購入等に要する経費 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 研修会の開催、研修会への参加、資料収集、各種調査、打合せ、商談等に要する経費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 ・ 本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の者に委託するために要する経費 ・ 役務費（それだけでは事業の成果としては成り立たない分析、試験等を行う経費） ・ 手数料、印紙代 ・ 成果発表に必要な経費 ・ 情報提供や普及啓発に必要な経費

別記6様式第1号（別記6の第4の1の（1）、別記6の第4の2の（1）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業、都道府県捕獲促進支援事業））の地域特認、事業の委託、都道府県事業実施計画の協議及び都道府県計画の提出（変更）について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記6の第1の1（別記6の第1の2）の規定に基づき、関係書類を添えて協議（提出又は報告）する。

- （注）
- 1 関係書類として、別記6様式第8号の都道府県計画を添付すること。
 - 2 地域提案、地域特認、事業の委託、都道府県の事業計画に係る協議又は報告がある場合には、当該事業の内容が分かる資料を添付すること。
 - 3 変更する場合は、当該計画書において、変更前と変更後が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記6様式第2号（別記6の第5の1の（2）関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止対策促進支援事業）の事業実施状況報告
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

〔 又は
所在地
団体名
（協議会名）
代表者 〕

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記6の第5の1の規定により、別添のとおり報告する。

- （注） 1 都道府県にあつては、別記6様式第9号を添付する。
2 広域都道府県域事業実施主体（鳥獣被害防止総合支援事業）の添付する別添にあつては、別記6様式第11号に準ずるものとする。

別記6様式第3号（別記6の第6の1の（1）、別記6の第6の2関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止対策促進支援事業）の評価報告
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

又は
所在地
団体名
（協議会名）
代表者

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記6の第6の1の規定により、別添のとおり報告する。

- （注） 1 都道府県にあつては、別記6様式第10号を添付する。
2 広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記6様式第12号を添付する。

別記6様式第4号（別記6の第6の1の（2）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕
又は
〔〇〇県（都道府）知事 殿〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

〔又は
所在地
団体名
（協議会名）
代表者〕

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止対策促進支援事業）
に関する改善計画について

令和〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 実績及び改善計画
（改善計画は、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥 獣	被害防止計画の達成状況					達成率 (%)	備考
			目 標 (年)	基準年 度の実績 (年)	1 年目 (年)	2 年目 (年)	3 年目 (年)		
被害防 止計画 (被害 の軽減 目標)	被 害 金 額 (千円)								
	被 害 面 積 (ha)								

(注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。

2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。

3 各指標ごとの合計も記載すること。

4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

4 改善方策

(要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

別記6様式第5号（別記6の第4の1の（3）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕
又は
〔〇〇県（都道府）知事 殿〕

所在地
団体名
（協議会名）
代表者 役職 氏名

〔又は
〇〇県（都道府）知事
氏名〕

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

別記6様式第6号（別記6の第4の2の（3）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

〇〇県（都道府）知事
氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（都道府県捕獲促進支援事業）
の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された都道府県計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記6様式第7号（別記6の第5の2関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（都道府県捕獲促進支援事業）
の事業実施状況報告
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事
氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記6の第5の2の規定により、別添のとおり報告する。

（注） 関係書類として、別記6様式第9号を添付すること。

別記6様式第8号(別記6の第4の1の(1)、別記6の第4の2の(1)関係)

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

【事業内容】

1 事業費等

事業費		円		円)	都道府県名	〇〇県(都道府)	管内市町村数	
					事業実施年度	令和 年度	被害防止計画作成数(協議中含む)	(令和 年 月末時点)

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

3 課題を解決するための対応方針(上記の課題に対応させて記述すること。)

(上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。なお、鳥獣対策を進める上で、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するために都道府県としての方針を記述するものとし、記載例を以下に示す。)

【記載例】
県は、市町村に対し、鳥獣対策を推進するに当たり、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するよう指導する。

- 有害捕獲に関する事項
 - ・捕獲体制の整備[目的:被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築]
 - ・捕獲機材の整備[目的:捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備]
 - ・生息状況調査の実施[目的:被害を与える鳥獣の生息状況の把握]
- 被害防除に関する事項
 - ・侵入防止柵の整備[目的:被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備]
 - ・追い払い活動の実施[目的:効果的・継続的な追い払いによる被害防除]
 - ・被害状況調査の実施[目的:地域における被害状況及び加害鳥獣の把握]
- 生息環境管理に関する事項
 - ・緩衝帯の整備[目的:鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備]
 - ・放任果樹の除去[目的:地域のえさ源対策として放任果樹等を除去]

4 県(都道府)の目標

(上記方針に従って、具体的な目標を記述すること。)

(事業概要)

(1)鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の概要

別紙1

(2)被害防止計画の概要

別紙2

(3)鳥獣被害防止対策促進支援事業(都道府県捕獲促進支援事業)の概要

別紙3

(事業の経費の配分)

(円)

	事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
推進交付金						
整備交付金						

(別紙2) (2)被害防止計画の概要
〇〇県(都道府)計画(又は実績)

1 事業実施主体等

[illegible]

注：事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

(別紙3) (3)鳥獣被害防止対策促進支援事業(都道府県捕獲促進支援事業)の概要

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

1 生息状況調査

取組内容	事業費		備 考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

2 捕獲技術強化

取組内容	事業費		備 考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

3 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

注1:取組内容欄は具体的な内容、積算等について詳細に記載すること。

注2:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。

注3:その他必要な参考資料等を添付すること。

別紙1別添 (1)整備事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか)

別紙1別添 (1)整備事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか)

[illegible]

別記6様式第9号(別記6の第5の1の(1)、別記6の第5の2関係)

鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害等鳥獣被害防止施設整備事業、都道府県捕獲促進支援事業)の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

[事業内容]

1 事業費等

事業費		円		円)	都道府県名	〇〇県(都道府)	管内市町村数	
				(うち交付金	事業実施年度	令和 年度	被害防止計画作成数(協議中含む)	(令和 年 月末時点)

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

3 課題を解決するための対応方針(上記の課題に対応させて記述すること。)

(上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。なお、鳥獣対策を進める上で、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するために都道府県としての計画した方針の実施状況を記述するものとし、記載例を以下に示す。)

【記載例】
県は、市町村に対し、鳥獣対策を推進するに当たり、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するよう指導する。
○有害捕獲に関する事項
・捕獲体制の整備：取組数 ○市町村
・捕獲機材の整備：取組数 ○市町村
・生息状況調査の実施：取組数 ○市町村
○被害防除に関する事項
・侵入防止柵の整備：取組数 ○市町村
・追い払い活動の実施：取組数 ○市町村
・被害状況調査の実施：取組数 ○市町村
○生息環境管理に関する事項
・緩衝帯の整備：取組数 ○市町村
・放任果樹の除去：取組数 ○市町村
○有害捕獲・被害防除・生息環境管理の総合的な取組 ○市町村(取組率〇%)

4 県(都道府)の目標

(上記方針に従って、具体的な目標を記述すること。)

(事業概要)

(1)鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の概要

別紙1

(2)被害防止計画の概要

別紙2

(3)鳥獣被害防止対策促進支援事業(都道府県捕獲促進支援事業)の概要

別紙3

(事業の経費の配分)

(円)					
事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
推進交付金					
整備交付金					

(別紙2) (2)被害防止計画の概要

1 事業実施主体等

[illegible]

注：事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

(別紙3) (3)鳥獣被害防止対策促進支援事業(都道府県捕獲促進支援事業)の概要
都道府県捕獲促進支援事業の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1 生息状況調査

取組内容	事業費		備 考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

2 捕獲技術強化

取組内容	事業費		備 考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

3 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

注1:取組内容欄は具体的な内容、積算等について詳細に記載すること。

注2:備考欄に捕獲実績(鳥獣及び捕獲頭数)を記載すること。なお、対象鳥獣は、イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカを基本とし、それら以外はその他獣類及び鳥類で記載すること。

注3:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。

注4:その他必要な参考資料等を添付すること。

別紙1別添 (1)整備事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか)

別紙1別添 (1)整備事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか)

[illegible]

鳥獣被害防止施設設置後の被害状況等について

150

別記6様式第10号関係様式
鳥獣被害防止施設設置後の被害状況等について

[illegible]

別記6様式第11号（別記6の第4の1の（1）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（北海道にあっては農林水産省農村振興局長）
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

所在地

団体名
（協議会名）
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業の実施計画の（変更）承認申請について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記6の第1の1の規定に基づき、関係書類を提出する。

- （注） 1 関係書類として、別添1の事業実施計画書を添付すること。
2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

(別添1)
○中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業（広域都道府県域計画（又は実績））関係

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分				備考
			国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業	鳥獣被害防止施設	円	円	円	円	円	

注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

2 事業の目的

3 計画の作成状況

(1) 被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条の規定に基づく被害防止計画の作成 ア 広域市町村域内の市町村が共同して作成 イ 広域市町村域内の各市町村ごとに作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

(注) 被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(2) 他の施策との関連状況

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に資する取組を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく防除実施計画の作成	

(注) 事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。

4 事業実施体制

(1) 協議会の概要

協議会の名称 及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考

(注) 協議会の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

(2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

(3) 地域における取組

具体的な取組内容
[記載例] ○有害捕獲に関する事項 ・捕獲体制の整備[目的：被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築] ・実施イメージ：農作物被害の多くを占める○○の捕獲を重点的に行うため、捕獲従事者の確保（技術向上）のための○○の捕獲に特化した研修等を実施。 ・捕獲機材の整備[目的：捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備] ・実施イメージ：構築された捕獲体制における○○の捕獲方法を把握し、効率的に捕獲を行うために不足する捕獲機材を明確化した上で、捕獲機材の整備を実施。 ・生息状況調査の実施[目的：被害を与える鳥獣の生息状況の把握] ・実施イメージ：○○の捕獲を重点的に行うため、生息状況や行動範囲等を把握し、地図化を行った上で、捕獲従事者へ情報共有を実施。 ○被害防除に関する事項 ・侵入防止柵の整備[目的：被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備] ・実施イメージ：○○の農作物被害が発生している農地に対して、侵入防止柵の整備（現行整備率50%>目標整備率100%）を早期に進める。また、併せて正しい設置方法における研修会を実施。 ・追い払い活動の実施[目的：効果的・継続的な追い払いによる被害防除] ・実施イメージ：○○の農作物被害が発生している地域で、追い払い活動を実施する体制（チーム）を構築し、○日に1回程度の定期的な追い払い活動を実施。 ・被害状況調査の実施[目的：地域における被害状況及び加害鳥獣の把握] ・実施イメージ：地域の代表者等へのアンケートや農業関係データにより、地域の被害状況を把握するとともに、被害農地にセンサーカメラを設置し、加害獣種を特定。 ○生息環境管理に関する事項 ・緩衝帯の整備[目的：鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備] ・実施イメージ：○○の農作物被害が発生している地域で、鳥獣の潜み場所を無くすため、山林と農地を分断する緩衝帯（○ha）を整備するとともに、地域内の耕作放棄地（○ha）の刈り払いを実施。 ・放任果樹の除去[目的：地域のえさ源対策として放任果樹等を除去] ・実施イメージ：地域内の見廻りを定期的に実施し、確認された放任果樹の撤去や伐採、農作物残渣やヒコバエを処分し、えさ場としての価値を下げる対策を実施。

(注1) 鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。
(注2) 記載に当たっては、記載例を参考とし、地域における取組における取組内容を有害捕獲・被害防除・生息環境管理の取組毎に詳細を記載すること。

5 事業の内容

(1) 施設整備地域の地域指定状況

市町村名	整備地域	地域指定状況						中山間地に該当するか	備考
		山村	過疎	特農	半島	離島	棚田		

- (注) 1 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。
- (注) 2 中山間地に該当するか否かの欄は、6法指定地域のほか、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地帯農業振興臨時特別措置法第3条に基づき指定された地域又は受益地内の平均15度以上の地域（水田地帯を除く）、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け19等計第956号）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合は○を記入すること。

(2) 侵入防止柵整備の現状及び計画

区分	対象鳥獣	整備済面積 (A)	要整備面積 (B)	整備計画面積 (C)	整備予定率 (A+C) / (A+B)	備考
侵入防止柵		ha (m)	ha (m)	ha (m)	%	

- (注) 整備計画面積欄には、市町村内要整備面積のうち当該年度において施設の整備を計画している面積を記入すること。

(3) 鳥獣被害防止施設の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分				交付率	備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他		
				円	円	円	円	円	%	
計										

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
- 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
- 3 侵入防止柵の被害防止施設の設置場所が分かる地図、対象獣種及び柵の種類毎の1m当たり単価、柵の仕様の分かる資料、導入資材の内訳及び事業費の内訳の分かる資料等を添付すること。
- 4 効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわなや、その他の捕獲施設との一体的な整備内容を実施内容の欄に記載すること。
- 5 「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領」（平成20年3月31日付け19生産第9424号生産局長通知）別記7第1の1の（8）に基づき、生産コスト低減に係る資料を添付すること。
- 6 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。
- 7 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載すること（別紙による記載も可）。
- 8 事業実施状況報告を提出する場合にあつては、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

6 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 被害防止計画
- (4) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

156

別記6様式第12号（別記6の第6の1の（1）関係）

被害防止計画目標評価報告書

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	
実施期間	

2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(年度)の実績値(A)	目標値(B)	目標年(年度)の実績値(C)	達成率(%) $A - C / A - B$	備考

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果

4. 総合評価

(コメント)

5. 第三者の意見

(コメント)

- (注)：1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記6の第6の1で準用する実施要綱別記1の第6の1に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
- 2 3の事業効果には、別記6様式8号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広く定量的に記入すること。なお、処理加工施設や捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

158

別記6様式第13号（別記6の第4の3の（1）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ利用拡大推進事業）の実
施計画の（変更）承認申請について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ利用拡大推進事業）
を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施
要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記6の第
1の3の（1）（別記6の第1の3の（2））の規定に基づき、関係書類を提出する。

（注） 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

(別添)

○ 鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ利用拡大推進事業）事業（事業実施計画書）

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. 流通拡大のための検討体制の構築 2. ジビエの利用拡大に向けた会議 3. 流通業者及び実需者等を対象としたジビエ利用及び購入に関する意向調査、流通に関する課題調査 4. 流通業者を対象としたジビエ処理加工現場での現地調査 5. 実需者を対象とした処理加工施設や加工場のプロモーション関連動画やリーフレット等の情報提供資料の作成 6. ジビエ意向調査を踏まえたジビエ加工製品等の試作、開発 7. 流通業者や実需者を対象としたジビエ加工製品等の試食会及びマッチング 8. その他事業の目的の達成のために必要な取組	円	円	円	
計				

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

項目	現状 (令和元年度)	目標 (令和3年度)	目標達成のための 具体的方法

(2) コンソーシアムの構成及び役割分担

コンソーシアム構築時期		
構成団体等	構成団体等が果たす役割	備考

注：事業内容に照らし、コンソーシアムの構成員と役割分担を具体的に記載する。

(3) コンソーシアムによる検討会開催計画

開催予定時期	検討内容	備考

(4) 事業実施計画

①. ジビエの利用拡大に向けた会議

--

②. 流通業者及び実需者等を対象としたジビエ利用及び購入に関する意向調査、流通に関する課題調査

--

③. 流通業者を対象としたジビエ処理加工現場での現地調査

--

④. 実需者を対象とした処理加工施設や加工場のプロモーション関連動画やリーフレット等の情報提供資料の作成

--

⑤. ジビエ意向調査を踏まえたジビエ加工製品等の試作、開発

--

⑥. 流通業者や実需者を対象としたジビエ加工製品等の試食会及びマッチング

--

(5) 事業実施スケジュール

取組内容	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
1 . . .												
2 . . .												
3 . . .												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(6) その他事業の目的の達成のために必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(3) から (5) までのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記6様式第14号（別記6の第4の3の（3）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ利用拡大推進事業）
の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記 6 様式第15号（別記 6 の第 5 の 3 関係）

鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ利用拡大推進事業）
事業実施状況報告
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成 2 0 年 3 月 3 1 日付け 1 9 生産第 9 4
2 3 号農林水産事務次官依命通知）別記 6 の第 5 の 3 の規定により別添のとおり報告
する。

（注） 別添様式については、別記 6 様式第13号に準ずるものとする。

(別記 7)

鳥獣被害防止施設整備促進支援事業

第 1 事業の取組等

1 事業の取組

鳥獣被害防止対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の別表 7 に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、要綱別記 7 の第 1 で準用する要綱別記 1 の第 1 の 1 の被害防止計画の対象となっている市町村の区域（以下「市町村域」という。）において、鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1) と同様の鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表 7 の事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める協議会等とは、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、4 で準用する要綱別記 1 の第 1 の 4 に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）又は②その構成員（試験研究機関を除く。）であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているものとする。

4 協議会の要件

協議会の要件は、別記 1 の第 1 の 4 を準用する。

5 事業実施主体の範囲

3 に規定する協議会等が事業を実施する地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域（複数の都道府県の市町村にまたがる場合も含む。）とする。

6 対象地域

要綱別表 7 の採択要件の欄の 3 の「農村振興局長が別に定める対象地域であること」の判断については、次の (1) から (12) までの掲げる地域とする。

(1) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関す

る法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- (3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）を含む。）
- (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- (5) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- (6) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- (7) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
- (8) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- (9) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- (10) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯
- (11) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）
- (12) 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第965号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域

7 費用対効果分析

要綱別表7の採択要件の欄の6の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）により費用

対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

8 生産コスト分析

要綱別表 7 の採択要件の欄の 7 の「受益地内の生産コストの低減が10%以上見込まれること」の判断に当たっては、受益地内の生産コスト分析を実施し、低減される生産コストを十分に検討するものとする。

9 地域主体の鳥獣害防止対策

地域主体の鳥獣害防止対策は、別記 1 の第 1 の 8 を準用する。

10 周辺景観との調和

周辺景観との調和は、別記 1 の第 1 の 9 を準用する。

第 2 事業の内容（要綱別表 7 関係）

- 1 事業内容欄の鳥獣被害防止施設の 1 の「新規整備」及び 2 の「再編整備」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵等な等の捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、以下（1）から（3）のとおりとするものとする。

- （1）侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形（傾斜及び高低差）樹木の繁茂状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵入（飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入）を防止することが可能な離隔を確保した設置位置とする。
- （2）ICTを活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体的に整備すること。
- （3）電気柵を整備する場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）等関係法令を遵守し、正しく設置すること。

具体的には、危険である旨の表示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30ボルト以上の電源から電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い、安全を確保すること。

（参照URL：<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuukanki/denkisaku.html>）

侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、適切に行うものとする。

2 留意事項

留意事項は、別記 1 の第 2 の 4 を準用する。

第 3 交付額等

- 1 要綱別表 7 の交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設の上
限単価（消費税を除く。）は、次に掲げるとおりとする。

（１）新規整備

獣 種 等	侵入防止柵の 種 類	上限単価（円／m） （直営施工で資材費の みの定額交付の場合）	上限単価（円／m） （左記以外の場合）
獣種共通	電気柵（１段当 たり）	1 4 8	3 9 1
	ネット柵	1, 0 9 0	2, 6 0 0
イノシシ	金網柵 （ロール状）	1, 9 7 0	5, 3 8 0
	ワイヤーメッシ ュ柵（パネル状）	1, 2 9 0	3, 0 0 0
シカ（イノシシ 用を兼ねる。）	金網柵 （ロール状）	2, 7 9 0	7, 6 2 0
	ワイヤーメッシ ュ柵（パネル状）	1, 9 5 0	4, 5 3 0

（２）再編整備

獣 種 等	侵入防止柵の 種 類	上限単価（円／m） （直営施工で資材費の みの定額交付の場合）	上限単価（円／m） （左記以外の場合）
獣種共通	電気柵（１段当 たり）	2 5	2 2 5
	ネット柵	1 9 2	1, 6 1 2
イノシシ	金網柵 （ロール状）	2 9 6	2, 7 2 6
	ワイヤーメッシ ュ柵	1 9 2	1, 6 1 2

	ユ柵(パネル状)		
シカ(イノシシ用を兼ねる。)	金網柵 (ロール状)	4 3 0	3, 7 1 0
	ワイヤーメッシュ ユ柵(パネル状)	2 8 6	2, 4 2 6

注1：鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類毎に以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。

・電気柵については、支柱間隔を4m以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。

・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。

・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ5mm以上とし、防錆仕様(亜鉛メッキ等)とする。

・金網柵については、金網の径をφ2mm以上とし、防錆仕様(亜鉛メッキ等)とする。

注2：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

注3：第2の1において、被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。

注4：再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。

2 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の1の上限単価を超える事業については、地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が要綱別記7の第1で準用する要綱別記1の第1の4に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

(1) 要綱別記7の第1で準用する要綱別記1の第1の2の農村振興局長が別に定める事業実施計画にあっては、別記7別表1の1の整備事業(新規整備)に規定する事項を含めて作成するものとする。なお、再編整備を実施する場合は、事業実施計画に代えて、別記7別表1の1の整備事業(再編整備)に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。

(2) 要綱別記7の第1で準用する要綱別記1の第1の3の農村振興局長が別に

定める都道府県計画にあっては、別記7様式第6号により、要綱別記7の第1で準用する要綱別記1の第1の2の広域都道府県域計画にあっては、別記7様式第9号の別添により作成するものとする。

(3) 要綱別記7の第1で準用する要綱別記1の第1の3の提出、同4の農村振興局長が別に定める協議及び同6の報告については別記7様式第1号により行うものとし、同2の承認の申請については別記7様式第9号により行うものとする。

(4) (1) 及び (2) の作成に当たっての留意事項は別記7別表2に定めるところによるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更は、別記1の第4の2を準用する。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記7様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体（以下「広域都道府県域事業実施主体」という。）にあっては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあっては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

4 管理運営

管理運営は、別記1の第4の4を準用する。

5 事業名等の表示

事業名等の表示は、別記1の第4の5を準用する。

第5 事業実施状況の報告

1 要綱別記7の第5で準用する要綱別記1の第5の1の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記7様式第9号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあっては、別記7別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

2 要綱別記7の第5で準用する要綱別記1の第5の1に定める広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況の報告及び同第5の3の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記7様式第2号により行うものとする。

3 要綱別記7の第5で準用する要綱別記1の第5の2の農村振興局長が別に定める通知は、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）とする。

第6 事業の評価

1 事業評価

- (1) 要綱別記7の第6で準用する要綱別記1の第6の1の(1)の評価の報告は、広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記7様式第10号により作成し、それ以外の事業実施主体にあつては、別記7別表1の3に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱別記7の第6で準用する要綱別記1の第6の1の(1)に定める広域都道府県域事業実施主体が行う事業の評価及び同第6の1の(2)に定める事業評価の報告は、被害防止計画の目標年度の翌年度の9月末日までに、別記7様式第3号により行うものとする。

2 改善計画

- (1) 要綱別記7の第6で準用する要綱別記1の第6の2の(1)の目標の達成状況が低調である場合とは、被害防止計画目標の達成率が70%未満であるものとする。
- (2) 要綱別記7の第6で準用する要綱別記1の第6の2の(1)及び(2)の改善計画の報告は、別記7様式第4号により行うものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、要綱別記7の第6で準用する要綱別記1の第6の1の事業評価及び報告を行うものとする。
なお、改善計画実施期間内に被害防止計画目標の達成率が70%に達しない場合には、事業実施主体は被害防止計画目標を見直すものとする。

第7 事業の状況報告

事業の状況報告は、別記1の第7を準用する。

第8 国の助成措置

国の助成措置は、別記1の第8を準用する。

別記 7 別表 1

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
整備事業（新規整備）	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 事業に係る項目 施設名、対象獣種、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、鳥獣被害防止総合支援事業・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止対策促進支援事業（都道府県捕獲促進支援事業）・市町村単独事業等他事業との連携 4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与、生産コスト分析及び費用対効果分析に関する項目 5 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況
整備事業（再編整備）	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 再編整備に取り組む場合の項目 既存施設の概要（造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備状況）、再編整備計画（対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、実施内容）、再編整備計画図、鳥獣被害防止総合支援事業・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止対策促進支援事業（都道府県捕獲促進支援事業）・市町村単独事業等他事業との連携、利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与、生産コスト分析、費用対効果分析及び経済性の評価 注 再編整備計画については、（別添）再編整備計画書を参考とする。

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 施設の概要、事業費、維持管理状況、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与（鳥獣被害防止施設を整備した場合、一体的に整備した捕獲施設等の種類、数量、対象鳥獣ごとの捕獲頭数等も明記）、鳥獣被害防止総合支援事業・鳥獣

	被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止対策促進支援事業（都道府県捕獲促進支援事業）・市町村単独事業等他事業との連携
4	被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項
5	侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況

3 事業評価の報告

区 分	事業評価報告に記載すべき事項
整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、近隣市町村等との連携 2 実施時期に係る項目 3 事業内容等に係る項目 事業内容、事業量 4 管理に係る項目 管理主体者、維持管理状況 5 利用に係る項目 供用開始時期、利用率 6 事業効果、評価に係る項目 定量的な事業効果（他事業との連携状況や捕獲効率向上への寄与等も踏まえて記載すること）、定量的な経営状況、事業実施主体の評価 7 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況

再編整備計画書

1. 事業実施主体等に係る項目

(1) 事業実施主体

(2) 構成市町村

(3) 事業の目的

2. 被害防止計画の作成状況等

(1) 被害防止計画の作成状況

(2) 他計画との連携

(3) 近隣市町村等との連携

3. 再編整備計画等

(1) 既存施設の概要

造成年度	施設の構造等	財産台帳の整備状況

(2) 再編整備計画

対象 鳥獣	受益戸数 ※1	受益 面積 ※2	実施内容	事業費	負担区分				
					国庫 補助	都道 府県費	市町 村費	その他	補助率
				円	円	円	円	円	

※1 受益戸数は既存施設造成時の受益戸数を基本とする。

※2 再編整備により変更となる場合には、その面積を記載するものとし、基本的に費用対効果分析に使用する受益面積とする。

(3) 再編整備計画図

4. 他の取組及び事業等との連携

5. 利用計画

6. 維持管理

7. 一体的に整備する捕獲機材の内容

8. 有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与

--

9. 生産コスト分析

--

10. 費用対効果分析

--

11. 経済性の評価

新規整備の経済性の評価	再編整備の経済性の評価
-------------	-------------

別記 7 別表 2 事業実施計画、都道府県計画及び広域都道府県域計画作成に当たっての留意事項

事 項
1 既存の施設の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設の設置期間が妥当であること。
3 生産コスト分析の算出プロセス、根拠が適切であること。また、生産コストの低減率が10%以上であること。なお、生産コストの低減率の算定の単位について、原則として、集落等の地区（1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。
4 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が1.0以上であること。なお、投資効率（費用対効果）の算定の単位について、原則として、集落等の地区（1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。 再編整備に取り組む場合は、上記の他、施設の耐用年数を考慮した投資効率（費用対効果）とすること。
5 国庫交付金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
6 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
7 附帯施設について、不要なものがないこと。
8 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
9 管理規程等により施設が将来にわたり適正に管理ができる体制となっていること。
10 施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
11 用地が確保されていること。
12 施行方法の選択が適切にされていること。
13 入札の方法に関する知識を有していること。
14 地元関係者との合意形成が図られていること。
15 その他法律に定める基準等が満たされていること。

別記 7 様式第 1 号（別記 7 の第 4 の 1 関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止施設整備促進支援事業）の地域特認、都道府県事業実施計画の協議及び都道府県計画の提出（変更）について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記 7 の第 1 の規定に基づき、関係書類を添えて協議（提出又は報告）する。

- （注） 1 関係書類として、別記 7 様式第 6 号の都道府県計画を添付すること。
2 地域提案、地域特認、事業の委託、都道府県の事業計画に係る協議又は報告がある場合には、当該事業の内容が分かる資料を添付すること。
3 変更する場合は、当該計画書において、変更前と変更後が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記 7 様式第 2 号（別記 7 の第 5 の 2 関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止施設整備促進支援事業）の
事業実施状況報告（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

〔 又は
所在地
団体名
（協議会名）
代表者 〕

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記 7 の第 5 の規定により、別添のとおり報告する。

- （注） 1 都道府県にあっては、別記 7 様式第 7 号を添付する。
2 広域都道府県域事業実施主体（鳥獣被害防止施設整備促進支援事業）の添付する別添にあっては、別記 7 様式第 9 号に準ずるものとする。

別記 7 様式第 3 号（別記 7 の第 6 の 1 関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止施設整備促進支援事業）の
評価報告（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

〔 又は
所在地
団体名
（協議会名）
代表者 〕

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年 3 月31日付け19生産第9423号農林
水産事務次官依命通知）別記 7 の第 6 の規定により、別添のとおり報告する。

- （注） 1 都道府県にあつては、別記 7 様式第 8 号を添付する。
2 広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記 7 様式第10号を添付する。

別記7様式第4号（別記7の第6の2関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕
又は
〔〇〇県（都道府）知事 殿〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

〔又は
所在地
団体名
（協議会名）
代表者〕

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止施設整備促進支援事業）に関する改善計画について

令和〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 実績及び改善計画
（改善計画は、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥獣	被害防止計画の達成状況					達成率 (%)	備考
			目標 (年)	基準年 度の実績 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)		
被害防止計画 (被害の軽減目標)	被害金額 (千円)								
	被害面積 (ha)								

- (注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。
 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。
 3 各指標ごとの合計も記載すること。
 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

4 改善方策

(要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。なお、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の取組を総合的に実施するため、各取組における記載例を以下に示す。)

【記載例】

効果的な鳥獣対策を行うための改善方策として、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の取組を総合的に実施するよう、事業内容の見直しを行う。

○有害捕獲に関する事項

- ・捕獲体制の整備[目的：被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築]

実施イメージ：農作物被害の多くを占める〇〇の捕獲を重点的に行うため、捕獲従事者の確保（技術向上）のための〇〇の捕獲に特化した研修等を実施。

- ・捕獲機材の整備[目的：捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備]

実施イメージ：構築された捕獲体制における〇〇の捕獲方法を把握し、効率的に捕獲を行うために不足する捕獲機材を明確化した上で、捕獲機材の整備を実施。

- ・生息状況調査の実施[目的：被害を与える鳥獣の生息状況の把握]

実施イメージ：〇〇の捕獲を重点的に行うため、生息状況や行動範囲等を把握し、地図化を行った上で、捕獲従事者へ情報共有を実施。

○被害防除に関する事項

- ・侵入防止柵の整備[目的：被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備]

実施イメージ：〇〇の農作物被害が発生している農地に対して、侵入防止柵

の整備（現行整備率50%⇒目標整備率100%）を早期に進める。また、併せて正しい設置方法における研修会を実施。

- ・追い払い活動の実施[目的：効果的・継続的な追い払いによる被害防除]

実施イメージ：〇〇の農作物被害が発生している地域で、追い払い活動を実施する体制（チーム）を構築し、〇日に1回程度の定期的な追い払い活動を実施。

- ・被害状況調査の実施[目的：地域における被害状況及び加害鳥獣の把握]

実施イメージ：地域の代表者等へのアンケートや農業関係データにより、地域の被害状況を把握するとともに、被害農地にセンサーカメラを設置し、加害獣種を特定。

○生息環境管理に関する事項

- ・緩衝帯の整備[目的：鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備]

実施イメージ：〇〇の農作物被害が発生している地域で、鳥獣の潜み場所を無くすため、山林と農地を分断する緩衝帯（〇 ha）を整備するとともに、地域内の耕作放棄地（〇ha）の刈り払いを実施。

- ・放任果樹の除去[目的：地域のえさ源対策として放任果樹等を除去]

実施イメージ：地域内の見廻りを定期的の実施し、確認された放任果樹の撤去や伐採、農作物残渣やヒコバエを処分し、えさ場としての価値を下げる対策を実施。

5 改善計画を実施するための推進体制

別記7様式第5号（別記7の第4の3関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕
又は
〔〇〇県（都道府）知事 殿〕

所在地
団体名
（協議会名）
代表者 役職 氏名

〔 又は
〇〇県（都道府）知事
氏名 〕

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止施設整備促進
支援事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項につ
いて、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けす
る。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した
施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない
場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計
画変更は行わないこと。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

(別紙2) (2)被害防止計画の概要
〇〇県(都道府)計画(又は実績)

1 事業実施主体等

[illegible]

注1: 事業の種類については、複業緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。
2: 事業計画の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

事業実施主体名	鳥獣被害防止施設

別記7様式第7号(別記7の第5の2関係)
鳥獣被害防止施設整備促進支援事業の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1事業費等(事業実施状況)

事業費	円	(うち交付金	円)	都道府県名	〇〇県(都道府)
				事業実施年度	令和 年度

2農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業実施以前における事業計画地区等における現状、課題及び対応方針等を数値等も交えて具体的に記述すること。)

3都道府県が行った事業促進の取組

(上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。なお、鳥獣対策を進める上で、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するために都道府県としての計画した方針の実施状況を記述するものとし、記載例を以下に示す。)

【記載例】

果は、市町村に対し、鳥獣対策を推進するに当たり、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するよう指導する。

○有害捕獲に関する事項

- ・捕獲体制の整備[目的:被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築]
- ・捕獲機材の整備[目的:捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備]
- ・生息状況調査の実施[目的:被害を与える鳥獣の生息状況の把握]

○被害防除に関する事項

- ・侵入防止柵の整備[目的:被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備]
- ・追い払い活動の実施[目的:効果的・継続的な追い払いによる被害防除]
- ・被害状況調査の実施[目的:地域における被害状況及び加害鳥獣の把握]

○生息環境管理に関する事項

- ・緩衝帯の整備[目的:鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備]
- ・放任教樹の除去[目的:地域のえさ源対策として放任教樹等を除去]

4事業の実施状況の概要

(事業の実施状況を記述すること。)

5事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効果的、効果的な被害防止のための誘導方向を記載する。)

(事業概要)

別紙1

別紙2

(事業の経費の配分)

整備交付金	事業費	交付金	市町村費	その他	備考
-------	-----	-----	------	-----	----

(都道府県附帯事務費)

附帯事務費	事業費	交付金	取組内容
			(内容を記載すること。)

注1: 取組内容については、農村振興局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記載する。
2: 取組内容については、内容、数量×単価、等を用いて記載すること。
3: 事業費の欄については、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄については、事業費に10%を乗じて得た額の範囲内で記載する。

事業実施主体名	鳥獣被害防止施設

別記7様式第7号別紙2関係様式

鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

[illegible]

鳥獣被害防止施設整備促進支援事業の評価報告（令和〇〇年度報告）

- 1 被害防止計画の作成数、特徴等
- 2 事業効果の発現状況
地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。
- 3 被害防止計画の目標達成状況
被害防止計画の目標の達成状況を記載する。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象 地域	実施 年度	対象 鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用 開始	利用率・ 稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績						事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価	
										被害金額			被害面積						
										目標値		達成率	目標値		達成率				
										目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率				
									(記載例)										
									(鳥獣被害防止施設)										
									・集落と山の境界で、インディシ、シカ、サルによる水害、白草等の野草類の被害が多発していたことから、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業と連携しつつ緊急捕獲活動支援事業を活用し山中において猟友会が有害捕獲機を行うとともに、集落を囲うように山際に侵入防止柵を設置、進入路となる河川や道路に誘導柵設置等及び柵ワナを設置。サル接近検知システムの活用、地域農家による追い払いを行い、センサーカメラによる監視、遠隔操作を行い、侵入する個体の捕獲を実施。これらの取組により、事業実施市町村におけるインディシの有害捕獲捕獲頭数は20%増加、シカの有害捕獲頭数は15%増加(施設整備前の令和〇年度では年間の有害捕獲頭数はインディシで100頭、シカで200頭。令和〇年〇月に竣工し、整備後の令和〇年度では年間の有害捕獲頭数はインディシで120頭、シカで30頭。なお狩猟による捕獲頭数は施設整備前後で捕獲頭数に変化なし)。										
								</											

注1：被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。
2：都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。
3：事業効果は記載例を参考とし、数値等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。
4：「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。
5：鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

5 都道府県による総合的評価

鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

194

別記 7 様式第 9 号（別記 7 の第 4 の 1 関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（北海道にあつては農林水産省農村振興局長）
（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

所在地
団体名
（協議会名）
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止施設整備促進支援事業の実施計画の（変更）
承認申請について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止施設整備促進支援事業を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記 7 の第 1 の規定に基づき、関係書類を提出する。

- （注） 1 関係書類として、別添 1 の事業実施計画書を添付すること。
2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

(別添1)
○鳥獣被害防止施設整備促進支援事業（広域都道府県域計画（又は実績））関係

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分				備考
			国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
鳥獣被害防止施設整備促進支援事業	鳥獣被害防止施設	円	円	円	円	円	

注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

2 事業の目的

3 計画の作成状況

(1) 被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条の規定に基づく被害防止計画の作成 ア 広域市町村域内の市町村が共同して作成 イ 広域市町村域内の各市町村ごとに作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

(注) 被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(2) 他の施策との関連状況

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に資する取組を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく防除実施計画の作成	

(注) 事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。

4 事業実施体制

(1) 協議会の概要

協議会の名称 及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考

(注) 協議会の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

(2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

(3) 地域における取組

具体的な取組内容
[記載例] ○有害捕獲に関する事項 - 捕獲体制の整備[目的：被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築] 実施イメージ：農作物被害の多くを占める○○の捕獲を重点的に行うため、捕獲従事者の確保（技術向上）のための○○の捕獲に特化した研修等を実施。 - 捕獲機材の整備[目的：捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備] 実施イメージ：構築された捕獲体制における○○の捕獲方法を把握し、効率的に捕獲を行うために不足する捕獲機材を明確化した上で、捕獲機材の整備を実施。 - 生息状況調査の実施[目的：被害を与える鳥獣の生息状況の把握] 実施イメージ：○○の捕獲を重点的に行うため、生息状況や行動範囲等を把握し、地図化を行った上で、捕獲従事者へ情報共有を実施。 ○被害防除に関する事項 - 侵入防止柵の整備[目的：被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備] 実施イメージ：○○の農作物被害が発生している農地に対して、侵入防止柵の整備（現行整備率50%＞目標整備率100%）を早期に進める。また、併せて正しい設置方法における研修会を実施。 - 追い払い活動の実施[目的：効果的・継続的な追い払いによる被害防除] 実施イメージ：○○の農作物被害が発生している地域で、追い払い活動を実施する体制（チーム）を構築し、○日に1回程度の定期的な追い払い活動を実施。 - 被害状況調査の実施[目的：地域における被害状況及び加害鳥獣の把握] 実施イメージ：地域の代表者等へのアンケートや農業関係データにより、地域の被害状況を把握するとともに、被害農地にセンサーカメラを設置し、加害獣種を特定。 ○生息環境管理に関する事項 - 緩衝帯の整備[目的：鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備] 実施イメージ：○○の農作物被害が発生している地域で、鳥獣の潜み場所を無くすため、山林と農地を分断する緩衝帯（Oha）を整備するとともに、地域内の耕作放棄地（Oha）の刈り払いを実施。 - 放任果樹の除去[目的：地域のえさ源対策として放任果樹等を除去] 実施イメージ：地域内の見廻りを定期的の実施し、確認された放任果樹の撤去や伐採、農作物残渣やヒコバエを処分し、えさ場としての価値を下げる対策を実施。

(注1) 鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。
(注2) 記載に当たっては、記載例を参考とし、地域における取組における取組内容を有害捕獲・被害防除・生息環境管理の取組毎に詳細を記載すること。

5 事業の内容

(1) 施設整備地域の地域指定状況

市町村名	整備地域	地域指定状況						中山間地に該当するか	備考
		山村	過疎	特農	半島	離島	棚田		

(注) 1 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。

(注) 2 中山間地に該当するか否かの欄は、6 法指定地域のほか、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地帯農業振興臨時特別措置法第3条に基づき指定された地域又は受益地内の平均15度以上の地域（水田地帯を除く）、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け19等計第956号）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合は○を記入すること。

(2) 侵入防止柵等整備の現状及び計画

区分	対象鳥獣	整備済面積 (A)	要整備面積 (B)	整備計画面積 (C)	整備予定率 (A+C) / (A+B)	備考
侵入防止柵		ha (m)	ha (m)	ha (m)	%	

(注) 整備計画面積欄には、市町村内に要整備面積のうち当該年度において施設の整備を計画している面積を記入すること。

(3) 鳥獣被害防止施設の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分				交付率	備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他		
				円	円	円	円	円	%	
計										

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

3 侵入防止柵の被害防止施設の設置場所が分かる地図、対象獣種及び柵の種類毎の1 m当たり単価、柵の仕様の分かる資料、導入資材の内訳及び事業費の内訳の分かる資料等を添付すること。

4 効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のI C Tを用いたわなや、その他の捕獲施設との一体的な整備内容を実施内容の欄に記載すること。

5 「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領」（平成20年3月31日付け19生産第9424号生産局長通知）別記7第1の8に基づき、生産コスト低減に係る資料を添付すること。

6 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。

7 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載すること（別紙による記載も可）。

8 事業実施状況報告を提出する場合にあつては、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

6 添付書類

(1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）

(2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）

(3) 被害防止計画

(注) 被害防止計画については、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを3の(1)に記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(4) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記7様式第10号（別記7の第6の1関係）

被害防止計画目標評価報告書

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	
実施期間	

2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(年度)の実績値(A)	目標値(B)	目標年(年度)の実績値(C)	達成率(%) $A - C / A - B$	備考

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果

4. 総合評価

(コメント)

5. 第三者の意見

(コメント)

- (注)：1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記7の第6で準用する実施要綱別記1の第6の1に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
- 2 3の事業効果には、別記7様式第8号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広く定量的に記入すること。なお、処理加工施設や捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 平成29年度までに実施した事業に関して平成30年3月31日までに行われる別記3第2の2の（2）の確認等については、別記3第2の2の（2）の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、令和2年1月30日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

附 則

この通知は、令和3年12月20日から施行する。